2014

MOTOR SPORTS HAND BOOK

JAF中部地域クラブ協議会

はじめに

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（略称　ＪＭＲＣ中部）は、１９８１年（昭和５６年）８月９日発足以来、加盟会員（クラブ、団体）により、モータースポーツの社会的評価向上のための振興や円滑な活動の支援、あるいは共済制度の運営、競技会における安全態勢についての指導・勧告の十分なる妥当性の検討、およびその確保等、様々な活動に取り組んできました。

ＪＭＲＣ中部の運営において三十年以上、このような活動を行う上で必要な諸規則と取り組んでいますが　これらの規則の検討等が重ねられるたびに、我々自身が一冊の規則を主体にしたハンドブックの必要性を痛感するに至りました。更に、この自家製版的法令集を事あるごとに見なおし、必要な法令を収録または改正し、我々の要望に答えてはどうかと考えるに至った結果、纏められたのがこのハンドブックです。

長年の実務に対応した資料をもとに必要な法令を集成して有りますが、我々としては決して充分であるとは考えてはおらず、時代に呼応するためにも熟考し、更に収載を望まれる向きには忌憚のない意見をお寄せ頂き、改正の際にも出来るだけ要望に添いたいと考えております。

ものごとを考えたり、発言したり、行動するにあたって法的な根拠を明確に把握する事は、例え、それが自分達に不利なものであるにしても、根拠が明らかにされることが大切で有り、重要なことです。「知は　力である」と言うがごとく、法的根拠を正しく知ることが出来て初めて、次の積み重ねが可能になります。

このハンドブックは、こういった目的が達成できるように規則を収録していますので、必ずや皆さんの期待に応えることが出来ると信じています。

多くのクラブの方々の利用を願ってやみません。

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会
運営委員長　鈴木　隆史

目　次

□組織図 ２
□役員名簿
運営委員会･理事会 ３
専門部会 ３
委員会・事務局 ４
□共通規則書
２０１４年ジムカーナカレンダー ５
２０１４年ダートトライアルカレンダー ６
スーパー１５００車両規定 ７
Ｓ１５００ローカルルール/ＲＡ２０００車両規定 ８
ジムカーナ／ダートトライアル共通規則 ９
２０１４年ラリーカレンダー １７
ＪＭＲＣ中部ラリー共通規則 １８
□ＪＭＲＣ中部
会　則 ２６
運営規定 ３０
□救急安全委員に関する規定 ３４
□共済会
共済規定 ３６
共済会運営要項 ３８
共済給付細則・区分表 ３９
クローズド競技会開催における登録／共済適用申請
に関わる基準 ４２
承認イベント共済適用基準 ４３
共済会とクラブ印のお話し ４４
ＪＭＲＣ全国共同共済規程・細則・区分表 ４５
□互助会
ＪＭＲＣ中部ラリー互助会　《規約》 ４９
□資　料
２０１３年度加盟クラブ・団体数、他 ５０
加盟クラブ名簿 ５１
歴代チャンピオン名簿 ５５
諸料金表 ５８
２０１３年ＪＭＲＣ中部選手権表彰者名簿 ６０
２０１４年オーガナイザー連絡先 ６２

ＪＭＲＣ中部　組織図

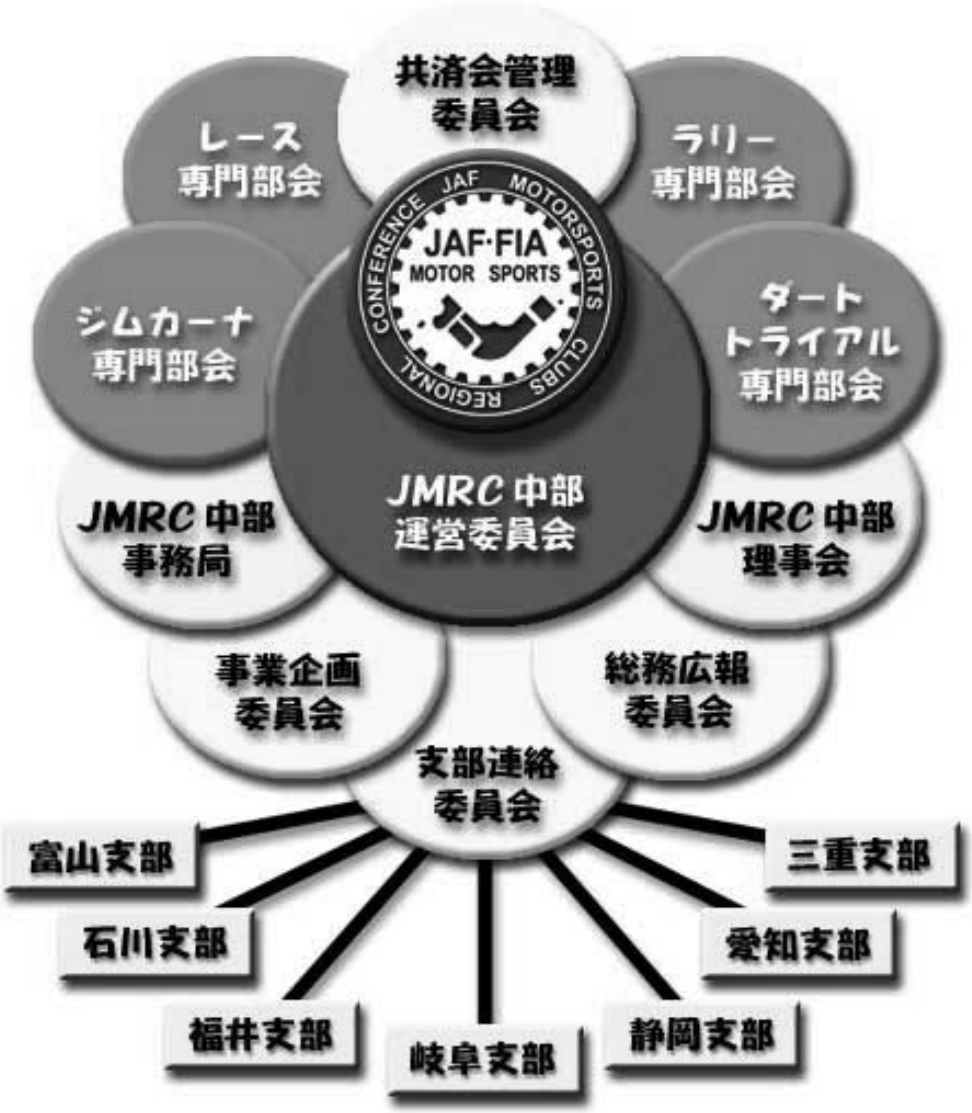
共済会管理
委員会
レース
専門部会
ラリー
専門部会
JAF MOTORSPORTS CLUBS REGIONAL CONFERENCE
JAF·FIA
MOTOR SPORTS
ジムカーナ
専門部会
ダート
トライアル
専門部会
JMRC 中部
運営委員会
JMRC 中部
事務局
JMRC 中部
理事会
事業企画
委員会
総務広報
委員会
支部連絡
委員会
富山支部
三重支部
石川支部
愛知支部
福井支部
岐阜支部
静岡支部

役 員 名 簿

■運営委員会

【運営委員長】	鈴木　隆史	（NRC）
【副運営委員長】	嶽下　宗男	（FASC）
【事務局長】	武山　策彌	（SHALET）
【運営委員】	稲葉　憲二	ＪＡＦ登録部会委員（NRC）
	岡野　勝仁	モータースポーツ振興委員（SMSC）
	金子　敏邦	ＪＡＦラリー部会委員（SHIROKIYA）
	川崎　裕行	JAF技術部会委員（SMSC）
	菅野　秀昭	ジムカーナ専門部会長（R&R）
	鬼頭　正人	共済会管理委員長（NRC）
	山崎　利博	ダートトライアル専門部会長（FASC）
	後藤　康次	支部連絡委員長（NRC）
	米谷　展生	ラリー専門部会長（MASC）
	杉本　達哉	レース専門部会長（ARCN）
	武山　策彌	事業企画委員長（SHALET）
	石井　公久	総務広報委員長（Pleasure）
	増田　好洋	モータースポーツ振興委員長（ZEST）
	村瀬　秋男	審査員グループリーダー（CCST）

■理事会

【理事長】	神谷　和潤(会計監査)		【理　事】	嶽下　宗男
【理　事】	阿部　徹		【理　事】	武山　策彌
【理　事】	勝田　照夫		【理　事】	松田　保夫(会計監査)
【理　事】	鈴木　隆史			

■レース部会

【部会長】	杉本　達哉（ARCN）		【委　員】	小出　正則（AASC）
【副部会長】	寺崎　誠治（ARC）		【委　員】	土井　康正（NRC）
【事務局長】	廣田　雅美（ARC）			

■ラリー部会

【部会長】	米谷　展生（MASC）		【委　員】	鳥居　昭夫（Duck.bill）
【副部会長】	澤田　耕一（SHIROKIYA）		【委　員】	野村　長　（AND）
【事務局長】	竜田　健　（ON！）		【委　員】	宮前　信彌（MSC-WAGO）
【事務局】	川島　健司（ＲＳＴ）		【委　員】	柳原　勝巳（RTN）
【委　員】	大弥　保憲（MRT-金沢）		【委　員】	山田　政樹（JOY）
【委　員】	金子　敏邦（SHIROKIYA）			

■ジムカーナ部会

【部会長】	菅野　秀昭（R&R）		【委　員】	田村　強　（R-８石川）
【副部会長】	前島　孝光（M-I）		【委　員】	豊田　昌孝（SHERATON）
【事務局長】	後藤　杏子（AZUR-RS）		【委　員】	中田　博信（KRM）
【事務局】	坂　　和磨（ZEST）		【委　員】	前川　源秋（CAT）
【事務局】	村上　仁　（R&R）		【委　員】	水野　元彰（NRC）
【委　員】	伊藤　太郎（K-oneR）		【委　員】	森嶋　昭時（K-oneR）
【委　員】	川村　徹　（AZUR-RS）		【顧　問】	増田　好洋（ZEST）

■ダートトライアル部会

【部会長】　山崎　利博（FASC）
【副部会長】　落合　啓司（EATH）
【事務局長】　小林　克人（PORT豊橋）
【事務局】　柏木　康宏（SHALET）
【広　報】　小林　均　（PORT豊橋）
【広　報】　林　　徳明（FASC）
【委　員】　河田　富美男（SHALET）
【委　員】　斎藤　道夫（R＆R）
【委　員】　竹中　耕一（B&B）
【委　員】　寺田　伸　（T.T.G）
【委　員】　広上　徹　（R-８石川）
【委　員】　松本　知行（TOMBO）
【顧　問】　福田　淳三（Three.R）

■審査委員グループ

【リーダー】　村瀬　秋男（CCST）
【委　員】　河西　信之（FASC）
【委　員】　纐纈　孝二（CCST）
【委　員】　小杉　兼一（TOMBO）
【委　員】　高井　喜一郎（AASC）
【委　員】　寺崎　誠治（ARC）
【委　員】　豊田　昌孝（SHERATON）
【委　員】　福田　淳三（Three.R）
【委　員】　坂　　和磨（ZEST）
【委　員】　村本　孝一（Three.R）
【委　員】　芳田　浩二（BIG VAN）

■モータースポーツ振興委員会

【委員長】　増田　好洋（ZEST）
【委　員】　小川　浩幸（RUNABOUT）
【委　員】　川島　健司(RST)
【委　員】　斎藤　道夫（R＆R）
【委　員】　佐々木康行（ZEST）
【委　員】　澤田　耕一（SHIROKIYA）
【委　員】　寺田　伸　（T.T.G）
【委　員】　竜田　健　（ON！）
【委　員】　中島　孝恭（MSCA）
【委　員】　中田　博信（KRM）
【委　員】　坂　　和磨（ZEST）
【委　員】　前島　孝光（M-I）
【委　員】　村木　佐千子（LUCK SPORT）

■総務広報委員会

【委員長】　石井　公久（Pleasure）
【委　員】　河田　富美男（SHALET）
【委　員】　竜田　健　（ON！）
【委　員】　坂　　和磨（ZEST）

■共済管理委員会

【委員長】　鬼頭　正人（NRC）
【会計監査】　松田　保夫（SOMOS）
【会計監査】　神谷　和潤（AASC）

■事業企画委員会

【委員長】　武山　策彌（SHALET）
【副委員長】　久保秋　保夫（TSR.C）
【委　員】　増田　啓一（TSR.C）

■支部連絡委員会

【委員長】　後藤　康次（NRC）
【富山支部長】　塩岡　雅敏（TEAM　ABC）
【石川支部長】　江ノ上　洋一（IMSC）
【福井支部長】　一ノ瀬　運善（Duck.Bill）
【岐阜支部長】　川田　三千彦（RTN）
【静岡支部長】　落合　啓司（EATH）
【愛知支部長】　岩月　辰文（PALM TOWN）
【三重支部長】　渡辺　徹　（TTR.M）

■事務局

【事務局長】　武山　策彌（SHALET）
【次　長】　寺崎　誠治（ARC）

２０１４年ＪＭＲＣ中部ジムカーナカレンダー

2013.12.1 No.09

月	日	全日本選手権	JMRC選手権	東海ｼﾘｰｽﾞ	北陸ｼﾘｰｽﾞ	その他
１月	５					
	１２					
	１９			第１戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<E>		
	２６			SOMOS		
２月	２					
	９			第２戦　美浜ｻｰｷｯﾄ<E>		８ 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)①<F>
	１６			PALM　TOWN		
	２３					ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)①<F>
３月	２	第１戦　岡山国際ｻｰｷｯﾄ		第３戦 幸田ｻｰｷｯﾄYRP桐山<E>		
	９	8- 9 中国 ﾋﾉﾃﾞｸﾗﾌﾞ		LIMIT		８ 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)②<F>
	１６					
	２３		第１戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<D>			ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)②<F>
	３０		SOMOS			
４月	６			第４戦　美浜ｻｰｷｯﾄ<E>		
	１３		第２戦 鈴鹿ｻｰｷｯﾄ国際南ｺｰｽ<D>	RST		12 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)③<F>
	２０	第２戦　仙台ﾊｲﾗﾝﾄﾞﾚｰｽｳｪｲ ｼﾞﾑｶｰ	NRC		第１戦 大日ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ<E,F>	
	２７	26-27 東北 奥州VICIC			KRM	ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)③<F>
５月	４		第３戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞ<D>			
	１１	第３戦　名阪ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞCｺｰｽ	ABC/TOMBO	第５戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<E>		10 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)④<F>
	１８	17-18 近畿 LAZY W.S		MASC	第２戦 大日ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ<E,F>	
	２５		第４戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞ<D>		IRC	ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)④<F>
６月	１		BIG VAN			
	８			第６戦 鈴鹿ｻｰｷｯﾄ国際南ｺｰｽ<D>		８ SHERATON　福田
	１５	第４戦　ｵｰﾄｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞｽﾅｶﾞﾜ		NRC	第３戦 大日ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ<E,F>	14 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)⑤<F>
	２２	北海道 AG.MSC北海道			R－８石川	ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)⑤<F>
	２９			第７戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<E>		
７月	６		第５戦 幸田ｻｰｷｯﾄYRP桐山<D>	LUCK　SPORT		
	１３	第５戦　ｲｵｯｸｱﾛｰｻﾞｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ	ZEST			12 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)⑥<F>
	２０	19-20 中部 AND				
	２７		第６戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<D>			ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)⑥<F>
８月	３	第６戦　ﾂｲﾝﾘﾝｸもてぎ北ｼｮｰﾄｺｰｽ	SHERATON			
	１０	9-10 関東 SHAKE DOWN				
	１７					
	２４				第４戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞ<E,F>	ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)⑦<F>
	３１		第７戦 鈴鹿ｻｰｷｯﾄ国際南ｺｰｽ<D>		BIG　VAN	
９月	７	第７戦　ｽﾋﾟｰﾄﾞﾊﾟｰｸ恋の浦	ARC/AASC	第８戦 幸田ｻｰｷｯﾄYRP桐山<E>		
	１４	13-14 九州 TOBIUME		ZEST	第５戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞ<E,F>	13 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)⑦<F>
	２１				ABC	
	２８		第８戦 幸田ｻｰｷｯﾄYRP桐山<D>			ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)⑧<F>
１０月	５	第８戦　本庄ｻｰｷｯﾄ	LIMIT			４ 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)⑧<F>
	１２	11-12 関東 RRC群馬				
	１９					
	２６		25-26 JMRC西日本ﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ JMRC四国　美川ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞｼﾞﾑｶｰﾅｺｰｽ			ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)⑨<F>
１１月	２					
	９	8- 9 JAF CUP,JMRC全国ｵｰﾙｽﾀｰｼﾞﾑｶｰﾅ	東北 奥州VICIC	仙台ﾊｲﾗﾝﾄﾞﾚｰｽｳｪｲ ｼﾞﾑｶｰﾅｺｰｽ		８ 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)⑨<F>
	１６					
	２３					ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ(SOMOS)⑩<F>
	３０					
１２月	７					
	１４					13 幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(SOMOS)⑩<F>
	２１					
	２８					
		８戦	８戦	８戦	５戦	

注意）主催者クラブ名の箇所が開催日　〈D〉準国内　〈E〉地方　〈F〉ｸﾛｰｽﾞﾄﾞ

※開催場所；ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ･･･ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄ，幸田ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ･･･幸田ｻｰｷｯﾄYRP桐山，FUKUDE･･･福田自動車教習所，鈴鹿ｻｰｷｯﾄﾄﾗｲｱﾙ･･･鈴鹿ｻｰｷｯﾄ東ｺｰｽ

2014年度JMRC中部ダートトライアルカレンダー

2013/11/26

月	日	全日本選手権	JMRC中部シリーズ			
			JMRC選手権	東海ｼﾘｰｽﾞ	北陸ｼﾘｰｽﾞ	その他
1月	3					TTR.M　山室山ﾀﾞｰﾄｳｪｲ(F)
	5					
	12					
	19					
	26					
2月	2					
	9					
	16					
	23					
3月	2		第1戦 山室山ﾀﾞｰﾄｳｪｲ(D)：W	第1戦 山室山ﾀﾞｰﾄｳｪｲ(D･F)：W		
	9		PADDOCK・TTR.M	PADDOCK・TTR.M		
	16	第1戦 丸和ｵｰﾄﾗﾝﾄﾞ那須				
	23	関東　FSC、M･S･Cうめぐみ			第1戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(E･F)	
	30		第2戦 山室山ﾀﾞｰﾄｳｪｲ(D)：W	第2戦 山室山ﾀﾞｰﾄｳｪｲ(D･F)：W	M．S．C　MONZEN	
4月	6		PADDOCK・TTR.M	PADDOCK・TTR.M		
	13	第2戦 ｽﾋﾟｰﾄﾞﾊﾟｰｸ恋の浦				
	20	19、20 九州　RASCAL、FMSC	第3戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(D)		第2戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(D･F)：W	
	27		TOMBO・ABC		TOMBO・ABC	池の平シリーズ第1戦(F)
5月	4					FASC
	11		第4戦 ｵｰﾄﾊﾟｰｸ今庄(D)：W	第3戦 ｵｰﾄﾊﾟｰｸ今庄(D･F)：W		
	18	第3戦　ｵｰﾄｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞｽﾅｶﾞﾜ	SHALET	SHALET		
	25	北海道 AG、MSC北海道			第3戦 ｵｰﾄﾊﾟｰｸ今庄(E･F)	池の平シリーズ第2戦(F)
6月	1				URARA	FASC
	8	第4戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園				
	15	中部 Three-R				
	22		第5戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(D)			
	29		M．S．C　MONZEN			池の平シリーズ第3戦(F)
7月	6	第5戦 ｻｰｷｯﾄﾊﾟｰｸ切谷内			第4戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(E･F)	FASC
	13	東北 AKITA、MSCはちのへ			KRM	
	20		第6戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(D)：W		第5戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(D･F)：W	
	27	第6戦 ﾓｰﾀｰﾗﾝﾄﾞ野沢	MRT－金沢		MRT－金沢	池の平シリーズ第4戦(F)
8月	3	2、3 関東				FASC
	10					
	17		第7戦 ｵｰﾄﾊﾟｰｸ今庄(D)：W		第6戦 ｵｰﾄﾊﾟｰｸ今庄(D･F)：W	
	24		R－8石川		R－8石川	池の平シリーズ第5戦(F)
	31	第7戦 ｵｰﾄﾊﾟｰｸ今庄				FASC
9月	7	6、7 中部 SHALET、FASC、CCST				
	14		第8戦 ｵｰﾄﾊﾟｰｸ今庄(D)：W	第4戦 ｵｰﾄﾊﾟｰｸ今庄(D･F)：W		
	21		URARA	URARA	第7戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(E･F)	池の平シリーズ第6戦(F)
	28	第8戦　ﾃｸﾆｯｸｽﾃｰｼﾞﾀｶﾀ			Three―R	FASC
10月	5	4、5 中国　CCN、TTS				
	12				第8戦 ｵｰﾄﾊﾟｰｸ今庄(E･F)	
	19				URARA	
	26	JAFｶｯﾌﾟｵｰﾙｼﾞｬﾊﾟﾝ・JMRC全国ｵｰﾙｽﾀｰﾀﾞｰﾄﾄﾗｲｱﾙin東北				
11月	2	1、2 MSCはちのへ、AKITA ｻｰｷｯﾄﾊﾟｰｸ切谷内				
	9		JMRC西日本ダートフェスティバル(四国)			
	16		15、16　　香川ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ			
	23					
	30					
12月	7					
	14					
	21					
	29					

※　(D)は準国内競技格式、(E)は地方競技格式、(F)はクローズド競技格式を表します。
　Wは各JMRC中部シリーズを同日に併設して開催を行うことを表します。
　(ジムカーナ) 7/19･20 全日本(中部)

スーパー１５００車両規定（Ｓ１５００）

ＪＡＦ国内競技車両規則のスピードＢ車両規定を基本にＮ車両規定に従った自動車登録番号標を有する車両（ナンバー付車両）とする。ただし、下記事項を必ず満足すること。

①排気量　　：１５００ｃｃ以下の自然吸気エンジン（ＮＡエンジン）とする。
　　上記の排気量以下であればハイブリッド車両での参加も認められる。

②駆動方式　　：前輪２輪または後輪２輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。

③車両本体価格　　：１８０万円以下とする。（ハイブリッド車については２５０万円以下）
　　当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される
　　車両本体価格を基準とする

④最終減速比　　：変更は許されない。

⑤フライホイール　：変更は許されない。

⑥エアコン　　：装着およびその機能を維持していること。

⑦タイヤ　　：セミレーシングタイヤの使用を禁止する。
　　競技に使用できるタイヤ幅は１９５㎜までとする。（競技会場内）

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
住友ゴム工業㈱	DIREZZA	93J/98J/01J/02G/03G
㈱ブリヂストン	POTENZA	520S/540S/55S/11S
東洋ゴム工業㈱	PROXES	FM9R/08R/881/888/RR
横浜ゴム㈱	ADVAN	021/032/038/039/048/050
Hankook Tire Co.Ltd.	Ventus	Z214
Kumho Tire Co.Ltd.	Ecsta	V710
製造者問わず	ラリータイヤ／海外タイヤ製造者（通称 セミレーシングタイヤに準ずるタイヤ）等	

但し、上記以外のタイヤでもＳタイヤに準ずると判断された場合、
猶予期間を待たず使用を禁止する場合がある

⑧参加制限　　：自動車検査証の初度登録年月より７年経過した車両は参加できない。
　　ただし、７年経過後も国内生産（同一車両型式）されていれば、生産終了日の年末まで参加できる。
　　（例：初度登録年月が平成１５年１月～１２月の車両の場合、
　　平成２２年１２月３１日まで参加することができる）
　　なお、ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権（チャンピオン戦）以外の競技会では上記の制限は設けないが、自動車検査証の初度登録年月が平成１２年１月以降の車両であること。

⑨その他　　：各地区、各大会ごとにローカルルールを設ける場合がある。

以上

※本規定は２０１５年１２月３１日まで有効である。ただし、年度ごとに小変更を行うことがある。
　特にハイブリッド車については、ポテンシャルのレベリングを行う場合がある。
※本規定に疑義が生じた場合、ＪＭＲＣ中部ジムカーナ,ダートトライアル部会の決定を最終とする。

ＪＭＲＣ中部

２００５年　９月１３日　制　定
２００６年　１月　１日　施　行
２００６年　２月２４日　タイヤリスト追記
２００６年１２月　５日　参加制限一部変更
２００７年１２月１８日　車両本体価格補足追加およびタイヤリスト改定
２００８年１２月　１日　タイヤサイズ改定
２０１０年　２月　１日　ハイブリッド、ローカルルール関係追記
２０１０年１２月３０日　タイヤリストの変更
２０１３年０１月１５日　タイヤリストの追記，ダートラ地区戦の参加制限削除

2014 S1500 JMRC 中部ローカルルール

2014-01：●ジムカーナチャンピオン戦に適用
日産マーチオーテックバージョン(型式 AK12)については 2014 年度まで、中部チャンピオン戦への参加を認める。また、ミドル戦への参加は期限を設けず参加を認める。

2014-02：●JMRC 中部全大会に適用
競技会場内に限り、エアーバッグ、ABS 等の制御をコントロールすることが出来る。
ただし、システムの変更および交換は許されない。
競技会場を出る際は、元の状態に確実に戻すこと。

2014-03：●ダートトライアルに適用
当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の車両重量とする

2014-04：●JMRC 中部全シリーズに適用
シリーズの全主催者が同意し、各部会が認めれば使用タイヤの制限(ワンメイク等)を行うことが出来る

JMRC 中部ローカルルールは中部地区のみの特別ルールです。
また、当該年度のみ有効とし、翌年については毎年再考されるものとする。

JMRC 中部 S1500 振興委員会
2013年 12月 31日公示

ＲＡ2000車両規定

ＲＡ車両部門
ＲＡ２０００クラス：気筒容積2000cc以下の自然吸気エンジンの後輪駆動のＲＡ車両

① 後輪駆動のＲＡ車両とする。
② 排気量
気筒容積2000cc以下の自然吸気エンジン（ＮＡエンジン）とする。
③ 車両本体価格 ：320万円以下とする。
当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される車両本体価格を基準とする。
④ 参加可能車種
86・ＢＲＺ・MR2・MRＳ・アルテッツァ・カローラレビン・スプリンタートレノ・ロードスター・ＲＸ8・スカイライン・シルビア・180ＳＸ・ビート
参加可能車種は予告なく変更される場合がある。

2013.09.22　JMRC 中部ジムカーナ部会

Ｊ Ａ Ｆ 中 部 地 域 ク ラ ブ 協 議 会
ジムカーナ／ダートトライアル共通規則

第１章　総　則

本共通規則は、中部地域における全てのジムカーナ／ダートトライアル競技会に適用される。本共通規則に記載されていない競技運営に関する実施細目および実施事項は、各競技会特別規則および公式通知によって示される。各競技会の特別規則は、第２章の内容記載を必須とする。各競技会特別規則の競技運営に関する細則は、本共通規則の第３章以下が適用される。
尚、特別規則書に記載された内容は、それの示す範囲において本共通規則に優先する。また、各競技会の参加者および競技運転者は、国内競技規則、当該競技会の特別規則および本共通規則を熟知して参加するものとする。

第２章　特別規則書の記載内容

公　　示

本競技会は日本自動車連盟（ＪＡＦ）の公認のもとに、国際自動車連盟（ＦＩＡ）の国際モータースポーツ競技規則、それに準拠したＪＡＦの国内競技規則，ＪＭＲＣ中部共通規則およびＪＭＲＣ中部ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定ならびに、本競技会の特別規則に従って開催される。

第 １ 条　競技会の名称
第 ２ 条　競技種目
第 ３ 条　競技格式
第 ４ 条　開催日程
第 ５ 条　競技会開催場所（所在地・ＴＥＬ・ＦＡＸ）
第 ６ 条　オーガナイザー名および住所
第 ７ 条　大会役員
第 ８ 条　競技会主要役員
第 ９ 条　参加車両
第１０条　クラス区分
第１１条　参加資格
第１２条　参加台数
第１３条　参加申込および参加料
　１．参加申込先および問合せ先
　２．参加受付期間
　３．参加料
第１４条　競技のタイムスケジュール
第１５条　賞　典
第１６条　付　則
　１．本特別規則に記載されない競技に関する細則は国内競技規則国際スポーツ競技規則ならびにＪＭＲＣ中部共通規則に従って開催される。
　２．本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第３章　統一規則細則

第１７条　参加車両
　参加車両は以下のグループに分類される。
　　ＡＥ車両：当該年スピードＡＥ車両規定に適合した車両
　　ＰＮ車両：当該年スピードＰＮ車両規定に適合した車両
　　Ｎ車両　：当該年スピードＮ車両規定に適合した車両
　　ＳＡ車両：当該年スピードＳＡ車両規定に適合した車両
　　Ｂ車両　：当該年スピードＢ車両規定に適合した車両
　　ＳＣ車両：当該年スピードＳＣ車両規定に適合した車両
　　Ｄ車両　：当該年スピードＤ車両規定に適合した車両
　　ＲＡ車両：当該年ＪＭＲＣ中部ＲＡ車両規定に適合した車両
　　ＲＮ車両：当該年ＪＭＲＣ中部ＲＮ車両規定に適合した車両
　　スーパー１５００車両：当該年ＪＭＲＣ中部Ｓ１５００車両規定に適合した車両，
　　車両規則は別途記載（略称；Ｓ１５００）

ＲＡ２０００車両：当該年ＪＭＲＣ中部ＲＡ２０００車両規定に適合した車両，
車両規則は別途記載（略称；ＲＡ２０００）

第１８条　部門およびクラス

ＪＭＲＣ中部タイトル戦はＪＡＦ選手権規定を参考とした下記の部門及びクラス区分とする。尚、ＪＭＲＣ中部タイトル戦以外の競技会は部門及びクラス区分を特別規則書に明記すること。

１．ジムカーナ

１）ＪＭＲＣ中部選手権

ＰＮ車両部門：

クラス１：気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊１

クラス２：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊１

クラス３：気筒容積 1600cc を超える後輪駆動（ＦＲ）のＰＮ車両のうち、ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１２年１月１日以降の車両＊１

クラス４：クラス１、クラス２およびクラス３に該当しないＰＮ車両＊１

Ｎ車両部門：

クラス１：気筒容積 1000 cc以下のＮ車両

クラス２：気筒容積 1000 ccを超える前輪駆動のＮ車両

クラス３：気筒容積 1000 ccを超える後輪駆動のＮ車両

クラス４：気筒容積 1000 ccを超える４輪駆動のＮ車両

ＳＡ車両部門：

クラス１：気筒容積 1600 cc以下のＳＡ車両

クラス２：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動のＳＡ車両

クラス３：気筒容積 1600cc を超える４輪駆動のＳＡ車両

ＳＣ・Ｄ車両部門：クラス区分なしのＳＣ車両およびＤ車両

Ｂ車両部門：気筒容積 1500cc 以下の２輪駆動のＢ車両＊２
（車両規定はＳ１５００車両規定を運用する）

＊１の記号のあるクラスは２０１４年全日本ジムカーナ／ダートトライ選手権統一規則第２章　第２条　２）を適用する。

＊２の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。

その詳細については特別規則書に記載するものとする。

２）ＪＭＲＣ中部ミドル選手権

上記１）部門の他に下記クラスを設けることができる。

Ｌ部門：ＳＣ・Ｄ車両以外で参加する全ての女性運転者

ＰＮ車両部門：

クラス１：気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊１

クラス２：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊１

クラス３：気筒容積 1600cc を超える後輪駆動（ＦＲ）のＰＮ車両のうち、ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１２年１月１日以降の車両＊１

クラス４：クラス１、クラス２およびクラス３に該当しないＰＮ車両＊１

ＲＡ車両部門

クラス２：前輪駆動のＲＡ車両＊２

クラス３；後輪駆動のＲＡ車両＊２

クラス４：４輪駆動のＲＡ車両＊２

ＲＡ２０００；気筒容積 2000cc 以下の自然吸気エンジンの後輪駆動のＲＡ車両＊２
（車両規定はＲＡ２０００車両規定を運用する）

ＲＮ車両部門

クラス１：気筒容積 1000 cc以下のＲＮ車両＊２

クラス２：気筒容積 1000 ccを超える前輪駆動のＲＮ車両＊２

クラス３：気筒容積 1000 ccを超える後輪駆動のＲＮ車両＊２

クラス４：気筒容積 1000 ccを超える４輪駆動のＲＮ車両＊２

ＳＣ・Ｄ車両部門：クラス区分なしのＳＣ車両およびＤ車両

Ｂ車両部門：気筒容積 1500cc 以下の２輪駆動のＢ車両＊２
（車両規定はＳ１５００車両規定を運用する）

但し、予想参加台数に応じて、各シリーズごとにクラスを統合することが出来る。

＊１の記号のあるクラスは２０１４年全日本ジムカーナ／ダートトライ選手権統一規則第２章　第２条　２）を適用する。

＊２の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。

その詳細については特別規則書に記載するものとする。

その他の部門：（ＪＭＲＣ中部認定外クラス）

併設クラスとしてＪＡＦ規定の範囲内で自由にクラスを設定できる。

但し、シリーズ全戦に設けること。詳細は各シリーズにて別途発表する。

２．ダートトライアル
　１）ＪＭＲＣ中部選手権
　　ＲＷＤ：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のＰＮ・Ｎ・ＳＡ車両
　　ＰＮ・Ｓ１５００：気筒容積 1500 cc以下の２輪駆動のＢ車両
　　（車両規定はスーパー１５００車両規定で運用する）、
　　気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動のＰＮ車両、全てのＡＥ車両
　　Ｎ１：排気量によるクラス区分を行わず、２輪駆動のＮ車両
　　Ｎ２：気筒容積 1600 ccを超える４輪駆動のＮ車両
　　Ｓ１：排気量によるクラス区分を行わず、２輪駆動のＳＡ・ＳＣ車両
　　Ｓ２：気筒容積 1600 cc以下の４輪駆動のＮ車両及び気筒容積 3000 cc以下の４輪駆動の
　　ＳＡ・ＳＣ車両
　　Ｓ３：気筒容積 3000 ccを超える４輪駆動のＳＡ・ＳＣ車両及びＤ車両
　２）ＪＭＲＣ中部ミドル選手権（東海, 北陸シリーズ）
　　①東海シリーズ
　　ＲＷＤクラス　：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のＮ・Ｂ・ＳＡ・ＳＣ・
　　Ｄ車両
　　ＦＷＤ１クラス：気筒容積 1500 cc以下の前輪駆動のＮ・Ｂ・ＳＡ・ＳＣ・Ｄ車両
　　ＦＷＤ２クラス：気筒容積 1500 ccを超える前輪駆動のＮ・Ｂ・ＳＡ・ＳＣ・Ｄ車両
　　４ＷＤクラス　：排気量によるクラス区分を行わず、４輪駆動のＮ・Ｂ・ＳＡ・ＳＣ・
　　Ｄ車両
　　②北陸シリーズ
　　クラス１：気筒容積 1500 cc以下の２輪駆動のＮ・Ｂ・ＳＡ・ＳＣ・Ｄ車両
　　クラス２：気筒容積 1500 ccを超える２輪駆動のＮ・Ｂ・ＳＡ・ＳＣ・Ｄ車両
　　クラス３：気筒容積 1600 cc以下の４輪駆動のＮ・Ｂ・ＳＡ・ＳＣ・Ｄ車両
　　クラス４：気筒容積 1600 ccを超える４輪駆動のＮ・Ｂ・ＳＡ・ＳＣ・Ｄ車両

第１９条　参加資格
　参加資格は、競技会特別規則書に規定される場合を除き、以下のとおりとする。
　１．競技運転者は、有効な運転免許証と当該年度有効なＪＡＦ競技運転者許可証所持者とする。
　２．２０才未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
　３．競技運転者は、競技に有効な死亡時５００万円以上の傷害保険またはＪＭＲＣ共済会に加入していること。

第２０条　参加人数の制限
　各競技会の特別規則書に記載すること。
　１．ダートトライアルは最大１５０名まで，ジムカーナは最大２００名までを原則とする。
　２．同一運転者は１つの競技会で１つのクラスのみ参加できる。
　３．同一車両による重複参加は認められるが、同一運転者によって運転されてはならない。
　　１）ＪＭＲＣ中部選手権は２名までとする。
　　但し、レディースクラスとの重複参加を除き同一クラスに限る。

第２１条　参加車両名の制限
　参加車両名は半角文字、記号を含み全て１５文字以内とする。
　必ず車両名（型式ではなく、通称名：シビック、ランサー等）を入れること。
　　例：〇〇クラブシビック、〇〇商店ランサー
　車名違反があった場合、主催者の権限により通称名のみを参加車両名とする。

第２２条　参加申込方法および受け付け
　１．参加申込の受付期間は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、競技会開催日の１ヶ月前から１０日前までとする。
　２．指定の参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて各オーガナイザーの事務局に申し込むこと。尚、参加申込書にはＪＭＲＣ中部クラブ登録印が必ず押印されていること。
　　但し、ＪＭＲＣ中部またはクラブへの未所属者を除く。
　３．同一車両による重複参加をする場合は、参加申込み時に重複参加全員の氏名と希望走行順を記載のこと。
　４．申し込み方法は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、申込先に直接持参または郵送とする。尚、郵送の場合は現金書留とする。
　５．オーガナイザーは、理由を明示することなく参加を拒否することが出来る。
　　この場合の参加料は返却手数料として参加料から１０００円を差し引いて申込者に返金する。
　　尚、正式受理後の参加料は、本規則の３５条の２．の場合を除き、いかなる理由があっても返金されない。
　６．参加受理の諾否は郵便などにて通知する。受理書が届かない場合は、大会事務局に問い合せること。

第２３条　車両および競技運転者の変更
１．参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむをえない事情が有る場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
２．車両変更は同一部門同一クラスであること。
３．車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第４章　競技運営に関する規定

第２４条　車両検査
１．車両検査は、特別規則または公式通知に示されるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けない場合、車両検査で不合格の場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に参加できない。
２．全ての参加者は、車両検査と同時に服装、装備、備品について検査を受けること。
３．技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した個所に着いて修正を求める事が出来る。修正を命ぜられた車両は、修正後に再度車検を受けなければならない。
４．技術委員長の求めが有った場合、各自の参加車両が車両規定に適合していることを車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示して証明しなければならない。
５．技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査をする事が出来る。
６．競技番号（ゼッケン）は、オーガナイザーが決定する。競技番号はオーガナイザーが用意した物を使用し､車両検査前までに指定された位置に折り曲げることなく正しく貼り付けること。全周をテーピングすること。（ジムカーナのシードゼッケンは除く）
７．競技終了後、原則として上位入賞車両の再車両検査を行う。尚、技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果が不合格の場合は失格となる場合がある。

第２５条　競技車両のパドック待機
１．全ての競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場所で保管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。
２．待機中の競技車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Ｖベルト交換（調整）等の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。
３．重複参加車両のタイヤ交換は、レディースクラスとの重複参加を含み、同一ヒート内では不可とする。但し、競技長の許可を得た場合はこの限りではない。（ジムカーナに適応）

第５章　競技に関する規定

第２６条　コースの慣熟
オーガナイザーは、公式通知にて発表したコースについて、参加者のために慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。
但し、慣熟走行する場合は、車両検査に合格した車両にて走行のこと。

第２７条　スタート方式
１．スタートはスタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、計時が開始される瞬間において車両がすでに走行状態にあるスタート方式とする。（ランニングスタート）
２．スタート合図は国旗またはクラブ旗を用いる。信号機を用いる場合は、青信号がスタート合図となる。
３．スタートは原則としてゼッケン順に行う。スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
４．スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムにペナルティーとして５秒を加算する。

第２８条　計　時
１．計測は、自動計測機器または２個以上のストップウオッチを使用して行う。ストップウオッチを使用した場合は、その平均を記録する。
２．計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。

第２９条　順位の決定
１．原則として２ヒート行い、その内の良好なタイムを採用し最終の成績とする。
２．同記録の場合は次により順位を決定する。
Ⅰ　セカンドタイムの速い者
Ⅱ　排気量の小さいもの
Ⅲ　審査委員会の決定

３．上記以外にて順位を決定する場合は、各競技会の特別規則書に記載すること。

第３０条　信号旗合図

国旗またはクラブ旗　　→　スタート合図
黄旗　　→　パイロン移動，転倒
黄旗　　→　脱輪（ジムカーナに適用）
黒旗　　→　ミスコース
赤旗　　→　危険有り、直ちに停止せよ
緑旗　　→　コースがクリアされた
チェッカー旗　　→　ゴール

第３１条　競技上のペナルティー

１．コース上のペナルティー対象に指定されたパイロンを移動または転倒させたと判定された場合、１個について５秒を走行タイムに加算する。
ジムカーナ：車体の一部が触れてマーカーからずれた場合。
ダートトライアル：車体の一部が触れてパイロンが移動し、マーカーが現れた場合。パイロン以外にペナルティー対象となるものがある場合は、その判定基準および加算タイムを参加者に発表すること。

２．ミスコースをした場合は、当該ヒートを無効とする。但し、ミスコースに気付き、ただちに車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。ミスコースと判定され、競技運営上に重大な支障をきたすと判定された場合は、赤旗を提示して車両を停止させる事もある。

３．走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。

４．ゴール後は、減速エリア内で確実に減速を行うこと。充分減速を行わなかった場合は当該ヒートのタイムに５秒を加算する。

５．反則スタートは当該ヒートの走行タイムに５秒を加算する。

６．ジムカーナにおいては、コースから脱輪した場合、１輪につき１回５秒を加算する。
また同時に４輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。

第３２条 抗議

１．抗議権
抗議権は、競技参加者のみが有するものとする。競技役員は抗議がなされた場合でも抗議がない場合と同様に自己の権限における公式な行動を正当に遂行しなければならない。複数の競技参加者に対して抗議を行いたい競技参加者は、該当する行為に関係する競技参加者全員について抗議を提出しなければならない。

２．抗議の提出
競技参加者の抗議は、抗議の趣旨および理由を示す文書に署名の上（宛先は競技会審査委員会）、ＪＡＦが規定する抗議料を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。競技長が不在の場合には、競技会事務局長に提出することができる。抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

３．抗議の対象と制限時間
競技参加者が抗議できる事項は次の各号のみとし、特別規則または競技会審査委員会が特に指定する場合を除き、各々に指定された時間内に提出しなければならない。
１）競技参加者、競技運転者の参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議は、その競技のスタートの　１時間前までとする。
２）ハンディキャップまたはヒートの編成に対する抗議は、その競技のスタートの１時間前までとする。
３）自己の車両に関する技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
４）競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議は、その競技の終了後３０分以内とする。
５）競技の順位に関する抗議は、その成績発表後３０分以内とする。

４．抗議の裁定
競技に関する抗議は、競技会審査委員会が裁定する。その裁定に不服な場合は、国内競技規則によってＪＡＦのモータースポーツ審査委員会あてに控訴することができる。

５．抗議の審問
競技会審査委員会は、抗議の審査に必要な場合にはできるだけ速やかに関係者を呼び審問を行う。関係者は審問に応じなければならないが、証人を同道することができる。競技会審査委員会は、関係者のすべてがそれぞれ直接召喚を受けているか否かを確認しなければならない。競技会審査委員会は、関係者または証人が欠席の場合でも審議裁定することができる。裁定が関係者の審問後速やかに行うことができない場合は、裁定が行われる場所および時間を関係者に通告しなければならない。

６．受け付けられない抗議
国内競技規則１０－２０に掲げる審判員がその役務遂行中に行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。複数の競技参加者に対する単一の抗議も受け付けられない。
７．賞の授与
１）賞の授与は、競技成績の発表後３０分経過するまで行ってはならない。
２）抗議が提出され、その裁定結果が受賞資格に影響する場合には、抗議の裁定が確定するか、さらにその裁定に対する控訴についての裁定があるまでの間、関係する競技成績は暫定結果として扱い、賞の授与を行ってはならない。
３）賞が授与された後に、競技の成績に影響するような裁定により資格を喪失した場合、競技参加者は賞をオーガナイザーに返却しなければならない。
８．再競技
競技会審査委員会または JAF のいずれも再競技を命ずる権限はない。ただしその競技がなんらかの事情で未成立となった場合に限り、オーガナイザーが当該競技の競技参加者（出場資格を得た者）全員の同意を得たうえで再競技を行うことができる。
９．裁定
抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。不服の場合は、第３３条に基づいて控訴する権利を有する。
１０．無根拠もしくは邪意による抗議の禁止
１）抗議に根拠がないと判明したときは、抗議料は没収される。
２）邪意をもって行ったことが確認されたときは、本規則の違反と見なされ罰則が課せられる。
第３３条　控訴
１．権限の範囲
ＪＡＦは、国内競技規則１４－２に規定する国内裁定機関としてその所管する許可証所持者のために、自動車スポーツ全般もしくは特定の競技に関して、日本国内で発生した一切の紛争を審査、決議をするモータースポーツ審査委員会、および諸規則の施行および競技により発生した紛争の最終的な裁定を行う機関としてモータースポーツ中央審査委員会を置く。
２．控訴権
１）競技参加者は、競技会審査委員会による決定や裁定に不服の場合、ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に控訴する権利を有する。ただし、次のいずれかの場合に限られる。
（１）自らに課された罰則または決定に不服の場合
（２）自ら提出した抗議の裁定に不服の場合
控訴を行う者（以下「控訴人」という。）は、競技会審査委員会の裁定宣告から１時間以内にその意思を文書をもって競技会審査委員会に通告しなければならない。この手続きを行わない場合は控訴権を失う。（控訴の手続き、控訴時間制限を参照）
２）当該控訴人は、モータースポーツ審査委員会に対し行った控訴の裁定に不服の場合は、あらためて 第 33 条 4-3)に従いＪＡＦのモータースポーツ中央審査委員会に控訴する権利をもつ。
３）国内競技規則１１－１－３）あるいは４）等の規則違反によりモータースポーツ審査委員会により罰則を課された者がその罰則を不服とする場合は、第３３条４－３）に従いモータースポーツ中央審査委員会に控訴することができる。
４）国内で行われる競技会については、JAF の許可証所持者に対するモータースポーツ中央審査委員会の裁定を最終のものとする。
３．国内控訴の手続
ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に対し控訴する場合は、控訴人または資格ある代理人の署名した控訴の趣旨および理由を示す文書、およびＪＡＦが定める控訴料を添えて４．に定める時間内に競技会審査委員会に提出しなければならない。控訴料は、控訴を断念した場合は一切返還されない。
４．控訴の時間制限
１）競技会審査委員会が行った抗議の裁定あるいは決定した罰則等を不服として ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に控訴する場合は、その裁定または決定の告知より１時間以内に、モータースポーツ審査委員会あてに控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて当該競技会審査委員会に提出しなければならない。
２）控訴の理由を示す文書については、競技会審査委員会に規定の時間内に控訴の意思表示および控訴料の納付を行ったことを条件に、当該告知日より２日以内に直接ＪＡＦに提出することができる。この手続きは同期間内に本連盟あてのファクシミリ、ｅメールまたは郵送で行うことができる。

３）提出した控訴が JAF のモータースポーツ審査委員会によって裁定された後、それを不服としてＪＡＦのモータースポーツ中央審査委員会に控訴する場合は、当該控訴人は、その裁定告知日より７日以内に、あらためて控訴の趣旨および理由を示す文書ならびに控訴料をＪＡＦモータースポーツ中央審査委員会に提出しなければならない。

５．控訴中の資格の効力
モータースポーツ中央審査委員会に控訴が行われた場合でも、資格停止または資格取消の裁定は控訴とは関係なく効力を発揮し実施される。

６．控訴の審問
ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会による控訴の審査は、受理された日から９０日以内に審問が行われ裁定される。審問の通知は関係者に対し的確に行われ、関係者は審問に応じなければならないが、必要な場合は証人を同行することができる。モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、通告した関係者が出席しない場合でもその審議を行ない裁定することができる。また、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、当事者とは無関係に全日本選手権競技会の競技参加者のうちから、本審問の裁定結果次第では直接かつ重大な影響を被る可能性のある者を要請に応じて事情聴取することができる。また、そのような可能性のある者は、自らの責任で、当該告知日より７日以内に書面によりＪＡＦに対して事情聴取を要請するものとする。

７．控訴に対する裁定
モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、控訴された罰則または裁定を取消し、またはあらためて異なる罰則を課することができるが、再競技を命ずることはできない。

８．控訴料および経費
控訴に対して裁定を下す時、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は事情に応じて控訴料の返還または没収、または、とくに審査で必要が生じた経費の負担について決定することができる。

９．裁定の公表
ＪＡＦは、控訴に関する裁定を公表し、または発表させ、あるいは関係者のすべての氏名を発表する権限をもつ。当該関係者は、ＪＡＦ告示を発表もしくは刊行する者に対しその行為を妨害してはならない。

第３４条　損害の補償

１．参加者および競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害、または参加者および競技運転者が会場の設備、器物を破損させた場合の保証等は、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。

２．参加者，競技運転者、ヘルパー、ゲストは、ＪＡＦおよびオーガナイザーの大会役員，競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くす事はもちろんであるが、万一その役務遂行によって起きたものであっても参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しての一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第３５条　競技会の延期，中止または短縮

１．保安上または不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止、短縮を行う場合がある。

２．オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合または中止の場合、参加料を返還する。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

第６章　一般規定

第３６条　参加者および競技運転者の遵守（じゅんしゅ）事項

次の事項を遵守しない参加者および競技運転者は、当該競技会において競技会審査委員会の決定により重大なペナルティーを課す場合がある。

１．全ての競技運転者は、ドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。

２．全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し言語を慎み、スポーツマンシップに則（のっと）ったマナーを保たねばならない。

３．競技期間中は、薬品等によって精神状態を繕（つくろ）ったり、飲酒をしてはならず、許可された場所以外での喫煙を禁止する。

４．オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

５．ゴール後、停止ラインのある場合は一旦停止し、パドック内は１０km/ｈ以下で走行し、特にいかなる場所においてもブレーキテストや極端な空吹かしは厳禁とする。

６．慣熟走行を含み、競技中はヘルメット、安全ベルトを着用し、運転席側の窓およびサンルーフの窓は全閉のこと。また、その際はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を強く推奨するが一般に不快感を与えない長袖、長ズボン、運動靴、穴の空いていない皮製または耐火性のグローブでも良い。
競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。
７．競技運転者は、表彰式に競技長の許可を得ずに欠席してはならない。
８．ヘルメットについて、詳しくは当該年度ＪＡＦ国内競技車両規則第４編付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」を参照のこと。

第３７条　ＪＭＲＣ中部遵守事項

１．ジムカーナおよびダートトライアル規制
ＳＡ，ＢおよびＲＡ車両のマフラーおよび排気管の変更を禁止する。当該車両に自動車製造メーカーのラインにおいて当初から装着されている物以外への変更は許されない。但し、エキゾーストマニホールドおよびフロントパイプ部の変更のみ許される。

２．ジムカーナ規制
・パドック移動からゴールまでの間、コースコンディション確保のため、インタークーラーウオッシャー等の使用は禁止する。
・ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権においてはレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。

３．ジムカーナおよびダートトライアル規制
競技車両の前後の牽引ブラケット位置を矢印ステッカー等で明示すること。

第３８条　本規則の解釈および違反

１．本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
２．本規則に対する違反は、競技会審査委員会が決定し罰則を与える。

第３９条　本規則の施行および記載されていない事項

本共通規則の適用は、各競技会の参加申込受付と同時に有効となる。
また、本共通規則に記載されていない事項についてはＪＡＦ国内競技規則とその付則およびＦＩＡ国際スポーツ競技規則とその付則に準拠する。

以上

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会
ＪＭＲＣ中部ジムカーナ部会
ＪＭＲＣ中部ダートトライアル部会

２０１４年ＪＭＲＣ中部ラリーカレンダー

月	日	国際ラリー	JAF全日本ラリー選手権	JAF中部・近畿選手権	JMRC中部ﾁｬﾝﾋﾟｵﾝ	JMRC中部ﾁｬﾚﾝｼﾞ	その他
01	4 ～ 5						
	11 ～ 12						
	18 ～ 19						
	25 ～ 26						
02	1 ～ 2						
	8 ～ 9						
	15 ～ 16						
	22 ～ 23						
03	1 ～ 2						
	8 ～ 9						
	15 ～ 16						
	22 ～ 23						
	29 ～ 30						
04	5 ～ 6		11-13 Rd.1 佐賀 300(75T)km <C>				
	12 ～ 13		GRAVEL			※2 11 Rd.1 愛知 <E>	ｾﾐﾅｰ(1)
	19 ～ 20					MASC	MASC
	26 ～ 27		3-5 Rd.2 愛媛 250km <C>				
05	3 ～ 4		MAC/ETOILE/D.C.R	10-11 Rd.1福井150km<D>	※1 ﾎﾟｲﾝﾄ対象		
	10 ～ 11			SYMPHONY	SYMPHONY		
	17 ～ 18						
	24 ～ 25						
06	31 ～ 1		6-8 Rd.3 福島 370km <C>				
	7 ～ 8		MSCC				
	14 ～ 15						
	21 ～ 22			28-29 Rd.2 三重 101km<D>	Rd.1 三重<D>	Rd.2 三重<D>	ｾﾐﾅｰ(2)
	28 ～ 29		4-6 Rd.4 北海道 500km <C>	ON!	ON!	ON!	ON!
07	5 ～ 6		TEAM ARK				
	12 ～ 13			19-20 Rd.4 兵庫 140km<D>	※1 ﾎﾟｲﾝﾄ対象		
	19 ～ 20		25-27 Rd.5 群馬 500km <C>	TEAM-CASTLE	TEAM-CASTLE		
	26 ～ 27		TAG				
08	2 ～ 3						
	9 ～ 10						
	16 ～ 17						
	23 ～ 24						
	30 ～ 31		29-31 Rd.6 京都 360km <C>				ｾﾐﾅｰ(3)
09	6 ～ 7		OECU-AC	13-14 Rd.4 兵庫 160km<D>	※1 ﾎﾟｲﾝﾄ対象		RTN
	13 ～ 14			TEAM-Shindai	TEAM-Shindai		
	20 ～ 21	APRC Japan <A>	26-28 Rd.7 北海道 1000km <C>				
	27 ～ 28	AG.MSC北海道	AG.MSC北海道				
10	4 ～ 5						
	11 ～ 12		17-19 Rd.8 岐阜 420km <C>				
	18 ～ 19		M.C.S.C.				
	25 ～ 26		31-2 Rd.9 愛知 260km <C>	31-1 Rd.5 愛知 150km <D>	Rd.2 愛知 <D>		
11	1 ～ 2		MASC	MASC	MASC		
	8 ～ 9			15-16 Rd.6 愛知 120km<D>	Rd.3 愛知<D>	Rd.3 愛知<D>	
	15 ～ 16			SHIROKIYA	SHIROKIYA	SHIROKIYA	ｾﾐﾅｰ(4)
	22 ～ 23						MRT-金沢
	29 ～ 30						
12	6 ～ 7						
	13 ～ 14						
	20 ～ 21						
	27 ～ 28						
20121207			全９戦	全６戦	全３戦＋３戦	全３戦	
					ﾁｬﾝﾋﾟｵﾝSrﾎﾟｲﾝﾄ対象		

※１　　の競技会はJMRC中部ﾁｬﾝﾋﾟｵﾝｼﾘｰｽﾞのﾎﾟｲﾝﾄ対象となります。

※２　この競技会は、JMRC中部ﾁｬﾚﾝｼﾞｼﾘｰｽﾞ単独開催です。
ｵｰﾌﾟﾝｸﾗｽを設定しておりますので、対象外の方も是非ご参加ください。

シロキヤラリーは、２０１４年ＪＭＲＣ全国オールスターラリーとして開催されます。
奮ってご参加下さい！！

２０１４年 ＪＭＲＣ中部ラリー共通規則

第１章 総則

本共通規則は、ＪＭＲＣ中部における全てのラリー競技会に適用される。本共通規則に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示事項は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。

各競技会の特別規則書は第２章の内容記載を必須とする。尚、特別規則書に記載された内容は、それの示す範囲において本共通規則より優先する。

また、各競技会の参加者および競技運転者は、国内競技規則、ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定、本共通規則および競技会における特別規則を熟知して参加するものとする。

第２章 各競技会特別規則書に記載すべき内容

公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という）の公認のもとに国際自動車連盟（ＦＩＡ）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したＪＡＦの国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定、ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定、ＪＭＲＣ中部ラリー共通規則および本競技会特別規則に従って開催される。

第１条 競技会の名称
２０１４年ＪＭＲＣ中部ラリー［チャンピオン・チャレンジ］シリーズ 第〇戦　〇△□ラリー

第２条 競技種目
ラリー競技開催規定の付則「［第１種アベレージ・第２種アベレージ・スペシャルステージ］ラリー開催規定」に従った［第１種アベレージ・第２種アベレージ・スペシャルステージ］ラリー

第３条 競技格式
ＪＡＦ公認 ［準国内・地方］格式 公認番号：２０１４－〇〇〇〇

第４条 開催日程　及び　開催地
２０１４年〇〇月〇〇日（〇）～〇〇日（〇）の〇日間
ラリースタート：〇〇県〇〇市〇〇
ラリーフィニッシュ：〇〇県〇〇市〇〇

第５条　大会本部（ＨＱ）
１　所在地・名称・電話番号
２　大会本部開設及び閉鎖時間
３　大会本部レイアウト図（別途）

第６条 競技内容［下記事項を明記すること］
１．競技方法：［第１種アベレージ・第２種アベレージ・スペシャルステージ］ラリー
２．指示速度走行区間の有無：［有・無］
［第２種アベレージラリー開催規定第４条３．に該当する区間を含む場合はその旨も記すこと。］
３．総走行距離：〇〇〇ｋｍ（予定）
４．スペシャルステージの有無：［有・無］
［※スペシャルステージを設定する場合は、以下を記載のこと。］
（１）スペシャルステージの路面の種別：［舗装・非舗装・ミックス］
（２）スペシャルステージの合計距離：〇〇ｋｍ（予定）
（３）スペシャルステージの数：〇
（４）セクションの数
（５）デイの数
（６）レッキの具体的な実施方法
５．サービスの有無：［有・無］
６．競技中の指定給油所の有無：［有・無］

第７条 オーガナイザー名及び住所
オーガナイザーの名称（略称）：
所在地：
代表者：
ＴＥＬ／ＦＡＸ／ｅ－Ｍａｉｌ：

第８条 組織
１．大会役員
・大会会長［※必要に応じて記載すること。］
２．組織委員会［※委員長を含めて３名以上記載すること。］
・組織委員長：
・組織委員　：
・組織委員　：

３．競技会審査委員会
・審査委員長：　（主催地区ＪＭＲＣ派遣）
・審査委員　：　（主催地区ＪＭＲＣ派遣）
４．競技役員
・競技長：
・副競技長：
・コース委員長：
・計時委員長：
・技術委員長：
・救急委員長：
・事務局長：
・サービス管理者：（設置しない場合は技術委員長が兼務する）
５．ＪＭＲＣ中部救急認定委員：［オーガナイザーはＪＭＲＣ中部救急認定委員を１名以上おく事］

第９条 参加車両
１．ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ
（１）２０１４年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に定めるＲＮ車両、ＲＪ車両、ＲＰＮ車両、ＲＦ車両、またはＡＥ車両とする。
（２）過給器付きエンジンにおけるエアリストリクターの装着は任意とする。
但し、エアリストリクターを装着する場合、そのサイズは最大内径３３㎜（外径：３９㎜ 未満）とする。
さらに、ＤＥ－４クラスにおいてエアリストリクターを装着しない場合は、エンジンコントロールユニット（ＥＣＵ）の変更、改造を認めない。
（３）最低重量については２０１４年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第１章第７条に従うこと。
（４）ランプポッドを装着する際は、ＲＦ車両も含めて２０１４年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第３章第１０条１０．　２）に従うこと。
（５）すべてのＲＦ車両、ＲＰＮ車両およびＡＥ車両は、下記のロールケージを装着すること。
①　６点式＋左右のサイドバーを基本構造とした40φのロールケージを装着しなければならない。
②　気筒容積が2000CC を超える車両については少なくとも一本の斜行ストラットを取り付けなければならない。
２．ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
（１）２０１４年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に従った以下の車両とする。
Ａ．　ＲＮ車両
Ｂ．　ＲＪ車両
Ｃ．　ＲＦ車両
Ｄ．　２００２年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編ラリー車両規定に従って製作された車両（ＲＢ車両）で下記のすべての条件を満たしたもの。
ａ．　２００２年１２月３１日以前に運輸支局等に初年度登録された車両であること。
ｂ．　ＦＩＡ公認車両またはＪＡＦ登録車両であること。ＦＩＡ公認車両とＪＡＦ登録車両の両方の資格を有する場合は、　ＪＡＦ登録車両として取り扱う。
ｃ．　６点式以上のロールケージを装着していること。
Ｅ．ＡＥ車両
Ｆ．ＲＰＮ車両
（２）　ランプポッドは装着禁止とする。 但し、メーカーラインオフ時に走行用前照灯が２灯式である車両については、 道路運送車両法を遵守することを条件に、 走行用前照灯２灯の追加が認められる。なお、 走行用前照灯を追加する際のボンネットの加工は一切認めない。
（３）　リストリクターの装着は義務付けない。
（４）　リストリクターの装着時を除き、 ＥＣＵの変更および改造は一切認めない。
３．　ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ・ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ共通事項
（１）メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルトに加え、２０１４年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第２章第２条に定める４点式以上の安全ベルトを装備していること。
（２）　エアクリーナーケースの加工は一切認められない。 エアフィルターについては純正品以外への変更が認められる。
（３）　三角停止板２枚、 赤色灯、 非常用信号灯 （発煙筒） ２本以上、 牽引ロープおよび救急用品を搭載すること。
これらは走行中に浮遊物とならないように、確実に固定すること。
Ａ３サイズのＳＯＳ/ＯＫサインを二枚、車両に搭載すること。
（４）少なくとも２０１４年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第２章第３条３．　１）に定める手動消火装置を装備すること。
（５）ホイールおよびタイヤについては、２０１４年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第３章第６条に従うこと。なお、 ＲＦ車両はＲＪ車両規定に従うこと。
（６）　各競技会特別規則書に規定することによって、 タイヤの仕様や本数等の制限を加えることができる。
（ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定付則参照）
（７）　新設されたＡＥ車両については、２０１４年ＪＡＦ国内競技車両規則　第２編　ラリー車両規定　第５章 ＡＥ車両用改造規定に定める通りとする。
（８）　ＲＰＮ車両については、２０１４年ＪＡＦ国内競技車両規則　第２編　ラリー車両規定　第４章 ＲＰＮ車両用改造規定に定める通りとする。

（9） マフラーについて、保安基準適合品への変更を認めるが、如何なる場合においても排気ガス規制値を厳守しなければならず、経年変化・変形等の為、音量規制値を上回る事は許されない。
尚、主催者は必要に応じ、特別規則書にてメーカー純正品に規制する場合がある。
参加者は、使用するマフラーについて主催者が求めた場合、保安基準適合品である事を証明出来るように必要な書類等を完備する事。

第１０条 クラス区分
１． ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ
ＤＥ－６クラス：気筒容積３０００ｃｃを超える車両（ＲＮ、ＲＪまたはＲＦ車両）
ＤＥ－５クラス：気筒容積１５００ｃｃを超え、３０００ｃｃ以下の車両（ＲＮ、 ＲＪまたはＲＦ車両）
ＤＥ－４クラス：気筒容積１６００ｃｃを超え、２０００ｃｃ以下の２輪駆動車両（ＲＰＮ車両のみ）
ＤＥ－３クラス：気筒容積１５００ｃｃ以下の車両（ＲＮ、 ＲＪまたはＲＦ車両）
ＤＥ－２クラス：気筒容積１６００ｃｃ以下の２輪駆動車両（ＲＰＮ車両）及び全てのＡＥ車両
２． ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
気筒容積、駆動方式および異なる車両区分（ＲＮ、 ＲＪ、ＲＢ、ＲＦ、ＲＰＮ）によるクラス区分は行なわない。

第１１条 参加資格
１． ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ
（１） ドライバーおよびコ・ドライバーは、当該車両を運転するのに有効な運転免許証を取得後１年以上経過していること。
（２） ＪＭＲＣ中部加盟クラブ員であり、所属クラブ代表者の申込書への記名押印による推薦を受けた者。
（３） １クルー２名限定とする。
（４） ２０才未満の参加者は、 親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
（５） 上記（２） 以外の者においては、主催者の判断により参加を認める。
２． ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
（１） ドライバーは、ドライバーとして、過去５年以内のＪＭＲＣ各地区のラリーシリーズまたは、ＪＡＦ地方ラリー選手権においてシリーズ３位以内に入賞した経験がない者であること。
（２） ＪＭＲＣ中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。
（３） １チーム２名限定とする。
（４） ２０才未満の参加者は、 親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
（５）上記（１）および（２）以外の者においても、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に、主催者の判断により参加を認める。 但しその場合、 上記（１）に該当しない者を含むクルーは賞典外とし、ポイントを獲得することはできない。
（６） 参加資格について疑義がある場合は、 その証明責任は参加者にあるものとする。

第１２条 参加台数
各クラス合計で６０台に制限する。

第１３条 参加料
参加料は、各競技会の「特別規則書」に記載された金額を最終決定金額とする。
［※エントリー代、サービス代、レッキ代、宿泊代、食事代等、費用の発生する事項を記載］

第１４条 保険の加入
参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険及び搭乗者保険（又は各種共済等、同様の損害賠償・補償制度）に 加入すること。ＪＭＲＣ中部加盟クラブ員は、ラリー互助会に加入する事でこれに替える事が出来る。
ラリー互助会加入に際しては、主催者の特別規則書等で、当該互助会が申込条件を充足している事を確認の上、ラリー互助会規定を熟読、内容について十分理解した上で、規定に指示された手続きを行う事。
また、オーガナイザーによるラリー保険斡旋：［有・無］

第１５条 参加申込方法
１．参加申込は所定の参加申込書類に必要事項を正確に記入および署名捺印の上、参加料を添えて、参加申込先まで持参又は郵送にて行なうこと。電話およびメール便による申込は受け付けない。
なお、現金を郵送する場合は、必ず現金書留にて送付すること。
２．参加申込は受付期間内必着とする。
［※上記以外の参加申込方法を許可する場合は、その方法を詳細に記載。］
・提出書類 ：［※参加申込書、車両申告書、サービス申込書等、提出すべき書類を明記のこと。］

第１６条 受付期間
２０１４年〇〇月〇〇日（〇）～〇〇月〇〇日（〇）

第１７条 参加申込先及び問い合わせ先
［※住所、宛名、ＴＥＬ、ＦＡＸ、ｅ－Ｍａｉｌ等を記載。］

第１８条 タイムスケジュール
・ レッキ受付の日時・場所
・ レッキブリーフィングの日時・場所

・　レッキ開始、終了時間
・　参加確認の日時・場所：
・　公式車検の日時・場所：
・　第１回審査委員会の日時・場所：
・　ドライバーズブリーフィングの日時・場所：
・　ラリースタート日時・場所：（１号車予定）
・　ラリーフィニッシュ日時・場所：（１号車予定）
・　暫定結果の発表日時・場所：（予定）
・　車両検査日時・場所
・　表彰式の開催日時・場所：（予定）

第１９条 サービス
サービス会場：〇〇県〇〇市〇〇
尚、サービスを設ける場合は、オーガナイザーによるサービス会場の管理方法ならびにその担当競技役員を記載すること。

第２０条 ペナルティ（スペシャルステージラリーを除く）
詳細なペナルティは各競技会特別規則書に記載
［例１：本特別規則書および２０１４年ＪＭＲＣ中部ラリー共通規則に記載されているもの以外のペナルティは、「ラリー競技開催規定 付則：スペシャルステージラリー開催規定 別添５：スペシャルステージラリーに適用される罰則」のうち、該当するものを準用する。
［例２：ＣＰカードを紛失した場合、１枚の紛失につき６０秒を与える。］
［例３：採点シートの提出が指定時刻より遅れた場合、１分につき１０秒を与える。］
［例４：採点シートの減点に計算ミスがあった場合、正しい減点に直した後、計算ミス１ヶ所につき５秒を与える］

第２１条 賞典
［※賞典の数を参加台数によって制限する場合はその旨を明記する。この場合、最終的な賞典の数は受付開始までに公式通知で示す。］

第２２条 付則
１．本共通規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。
２．本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその付則、国際モータースポーツ競技規則とその付則、ラリー競技開催規定とその付則、ＪＭＲＣ中部ラリー共通規則ならびにＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定に従って開催される。
３．本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第３章 競技に関する基準規則

第２３条 参加受理
１．オーガナイザーは理由を明示する事無く参加拒否の権限を有する。
２．参加申込締切り後、オーガナイザーは、すみやかに各参加者宛に正式参加受理又は参加不受理を通知しなければならない。
３．参加不受理の場合は、事務諸経費２，０００円を差し引いて参加料を返却する。
４．正式参加受理後、参加料は一切返還しない。公式車両検査不合格等により出走を拒否された場合も同じである。
５．正式参加受理後の乗員および車両の変更は認められない。但し、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。なお、正式参加受理後（受理書発送以降）の変更は１件につき事務諸経費２，０００円を徴収する。
６．参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
７．参加者が参加申込後、何らかの理由において参加申込の取り消しをオーガナイザーに求めても、オーガナイザーは参加申込締切り前後を問わず拒否することができる。

第２４条 ゼッケン
１．ゼッケン番号は、オーガナイザーが指定し支給する。
２．ゼッケン番号およびオーガナイザー指定の商業広告は、定められた位置に取付けること。
３．ゼッケン番号およびオーガナイザー指定の商業広告不備による各種のトラブルについてオーガナイザーはその責任を負わない。

第２５条 受付
受付では有効なドライバーおよびコ・ドライバーの運転免許証・競技ライセンス・競技車両の自動車検査証自動車賠償責任保険証を速やかに提示し、チェックを受けること。また、ＪＭＲＣ中部加盟クラブ員である事を証明する為に、競技ライセンス裏面のＪＭＲＣ中部クラブ登録印を提示する事。その他、主催者は参加資格を確認する為に必要な資料の提示等を求める場合がある。

第２６条 公式車両検査
１．公式車検は、車両規則への適合及び安全面を重点に実施する。
２．車検不合格車両の失格については、競技会審査委員会の決定を最終とする。
３．公式車両検査終了後も予告なく再車検を行なうことがある。その際においても本規則に合致しないことが

認められた場合、上記第２６条（２）と同じとする。

第２７条 コース
１．コース及び距離はコース委員が数回の試走を行って定め、コース図によって競技者に指示する。
２．競技長およびコース委員長は天候、道路状況の変化、その他の事情により予告無くコース変更することが出来る。
３．やむなくコース変更する場合は、文字と方向を示す矢印を記した看板を確認しやすい位置に提示する。
これが不可能な場合は、コース委員の合図またはこれに変わるべき表示により行なう。

第２８条 スタート
１．スタートは日章旗またはクラブ旗によって合図する。
２．スタートは原則として１号車よりゼッケン順に１分間隔で行なう。これと異なるスタート順を採用する場合は、特別規則書または公式通知にて示す。

第２９条 チェックポイント（ＣＰ）（スペシャルステージラリーを除く）
１．ＣＰは原則としてコース進行方向の左側に設置し、ＣＰ看板及び白線にて明示する。
２．ＣＰに並進して入ってはならない。並進して入った場合、進行方向右側の競技車は計測しない。
３．別途指示がある場合を除き、ＣＰより確認しうる地点にて時間調整と見なされる故意の減速、停止を行ってはならない。
４．ＣＰでは役員の指示に従い、ＣＰライン通過後計時車付近で停止し、ＣＰカードを受け取るものとする。
５．ＣＰに関する一切の申し立ては、そのＣＰの役員に速やかになされなければならない。また、それに要した時間は、各自取り戻すものとする。
６．ＣＰ及びフィニッシュは先頭スタート車の標準通過時刻の１５分前に開設し、最終スタート車の標準通過時刻に３０分を加えた時間で閉鎖する。但し、競技の進行上、開設・閉設時刻を変更する場合もありうる。
７．ＣＰ付近より確認できる違反行為、ルール無視、故意の時間調整、右側下車等を行った場合、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。
８．上記第２９条（４）のＣＰカードの取り扱いについて特別な方法を採用する場合は、特別規則書にて規定する。

第３０条 パスコントロールポイント（ＰＣ）（スペシャルステージラリーを除く）
ＣＰ以外でもルート上で速度を変更させる事がある。ＰＣにおける秒未満の処理については特別規則書に記載する。
特に記載の無い場合は秒未満を切捨とする。

第３１条 計時（３．～６．はスペシャルステージラリーを除く）
１．計時は、日本標準時を基準にした役員の時計を用いる。
２．計時は、原則として計測ラインを前輪が通過した時とする。
３．秒計時のＣＰにおける計時は秒未満を切捨として秒単位で、分計時のＣＰにおける計時は分未満を切捨として分単位で計時する。
４．ＣＰからのスタート方法およびスタート時刻は、指示書またはチェックカードに記載された方法および時刻とする。
５．コース上にて再スタート地点を設ける場合がある。この場合のスタート時刻は、００秒とする。
６．不可抗力により競技を中断した場合の再スタート地点においては、役員の任意の合図により計時した時、分、秒をその地点のスタート時刻とし、これによる不利益についての抗議は一切受け付けない。

第３２条 減点（スペシャルステージラリーを除く）
１．各区間における実走行所要時間と基準時間との差について、秒計時区間においては１秒につき１秒、分計時区間においては早着１分につき６０秒、遅着１分につき１０秒とし、算出された各区間の減点を加算し減点合計とする。
２．スペシャルステージ区間は１秒につき１秒とする。
３．その他特に指示する区間において異なる減点方法を取る場合は、競技会特別規則にて規定する。

第３３条 採点（スペシャルステージラリーを除く）
１．競技参加者は各ステージ終了後、指定の時間内にチェックカード等を採点シートに貼付し、かつ必要事項を記入した上で、当該採点シートを受付に提出しなければならない。
２．採点シートの提出が指定時刻を過ぎた場合、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。
３．競技参加者が各自採点した減点に誤りがあった場合は、正しい減点に訂正した後、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。
４．上記第３３条（１）～（３）と異なる採点方法を採用する場合は、特別規則書にて規定する。

第３４条 参加者の遵守事項
１．競技中は、いかなる事があろうとも道路交通法の遵守を最優先する。また、現場の警察官の指示に従うこと。
２．一般車両及び歩行者等交通弱者に迷惑を及ぼさないこと。
３．民家の付近では極力静かに走行すること。
４．他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
５．明らかに追い越そうとしている後続車が有る場合は安全かつ速やかに進路を譲ること。
６．時間調整はオーガナイザーから指示された場所または民家より１００m以上離れた場所で、必ずエンジンを停止して行うこと。
７．リタイヤした時は最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合、他の競技者に連絡する

か、電話等の手段で当日の競技会事務局まで連絡すること。
８．リタイヤまたは失格となった場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証、その他の競技関係添付物を取り除くこと。
９．競技中はオーガナイザーが指定したサービス地点以外でのサービスを受けることは出来ず、また指定給油所以外での給油は禁止する。
１０．整備作業を行なうことができる者は、当該車両の乗員およびオーガナイザーが認めた作業員のみとする。
１１．整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
１２．サービス地点での車両の整備作業は下記のものに限り許される。下記以外の整備作業については技術委員長の許可が無ければ出来ない。
（１）タイヤの交換
（２）ランプ類のバルブの交換
（３）点火プラグの交換
（４）Ｖベルトの交換
（５）アクセサリー等の自動車部品の交換
（６）各部点検増締め
１３．すべての乗員および競技参加者は必ずブリーフィングに出席しなければならない。
１４．原則として参加競技会表彰式への出席を義務付ける。

第３５条 失格規定（スペシャルステージラリーを除く）
以下の事項を競技長に確認された場合は競技会審査委員会の決定により失格となる。
１．競技中にシートベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを（指示された区間において）着用せずに走行した場合。
２．競技中に交通違反をし、警察官の取り調べを受けたとき。
３．加害者、被害者を問わず、競技中に交通事故を起こしたとき。
４．ＣＰを逆行したとき。
５．ＣＰ不通過あるいはタイムアウトしたとき。
６．ＣＰカード記入事項の改ざんまたは虚偽の申告が判明したとき。
７．競技中車両内にラジオおよび携帯電話を除く無線機の持込を行なったとき。
８．競技中乗員または車両に変更があったとき。
９．他の競技車を故意に妨害したとき（妨害された競技者の申告により競技長がそれを認めたとき）
１０．他車による牽引またはこれに準ずる方法で走行したとき。
１１．競技会役員の指示に従わなかったとき。
１２．スポーツマンらしからぬ言動をとったとき。
１３．参加申込書、その他の書類に偽りの記載をし、その後発覚したとき。
１４．リタイヤの申告を怠ったとき。
１５．競技中著しく車体を損傷または破損していたにもかかわらず、改善処置をしなかった時。
１６．参加者またはその関係者間で不正行為が行われ、その事実を競技役員が目撃した場合あるいは他の参加者から申告がなされ、競技長が認めたとき。
１７．指定区間以外の場所で前部霧灯を使用（点灯）した場合。
１８．競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。

第３６条 ペナルティの例外
自チーム以外の死傷者の緊急を要する救助の為、減点又はペナルティが科せられた時は当該事情を考慮し、これを軽減または免除する場合がある。但し競技長 が事実を認め競技会審査委員会が必要と判断した時に限る。
尚、この申告は採点シートの提出と同時または最終のＴＣ通過時までに行われなければならない。

第３７条 抗議
１．自チームのみが不当に処遇されていると認められる場合は抗議することができる。
２．抗議の提出は国内競技規則１２－２および自動車競技に関する申請・登録等手数料規定第１７条に基づき１件につき所定の抗議料を添えて競技長に提出すること。その際、連名は認められない。
３．抗議の時間制限は国内競技規則１２－４に準ずる。
４．抗議の結果は競技会審査委員長より口頭で直接本人に伝える。
５．抗議料の返還は、抗議が成立した場合か競技会審査委員会の指示があったときのみ返還される。
６．抗議内容が車両規定に及ぶ場合、抗議対象となった車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立となった場合は抗議者が負担しなければならない。
７．上記にかかわらず次の事項に対する抗議は一切受け付けない。
（１）第２９条７.
（２）第３１条６.
（３）第３４条１.
（４）第３５条

第３８条 損害の保証
参加者は車両及びその付属品が破損した場合及び第三者に損害を与えた場合はその責任は各自が負わなければならない。すなわち参加者はＪＡＦ及びオーガナ イザー、競技会関係者が一切損害保証の責任を免除されていることを了承していなければならない。

第３９条 競技会の中止又は延期
保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定により競技を中止又は延期および途中で取り止めることができる。

第４０条 競技会の成立
競技途中で競技続行が危険あるいは不可能な場合は競技会審査委員会の決定により競技を打ち切る事がある。
その場合、競技会は成立したものと見なし、成績は打ち切り地点までとする場合がある。

第４１条 成績（スペシャルステージラリーを除く）
成績は合計減点＋ペナルティ点数の少ないものを上位とし、同点の場合は次の順序によって順位を決定する。
１．ＳＳ１のタイムが上位の方。ＳＳ１が同タイムの場合はＳＳ２、ＳＳ３…と順次比較する。
２．ペナルティが少ない方。
３．減点０区間の多い方。
４．競技会特別規則書による。
５．競技会審査委員会の判断。

第４章 ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定

第４２条 目 的
ＪＡＦ中部地域クラブ協議会のラリーシリーズとして参加者及びオーガナイザークラブ間の親睦および初級者・若年者の育成を図りＪＭＲＣ中部の発展を目的とする。

第４３条 シリーズ戦
１．下記のシリーズを設ける。
（１）ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ
（２）ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
２．上記の２つのシリーズは同一競技会において併催することができる。 但し併催の場合、 参加者は２つのシリーズに重複して参加することはできない。

第４４条 部 門
１．下記の部門を設ける。
（１） ドライバー部門
（２） コ・ドライバー部門

第４５条 参加車両
第９条に規定の通り。

第４６条 クラス区分
第１０条に規定の通り。

第４７条 クルーの装備品
１．安全ベルトは必ず装着し、 タイムトライアルおよび第２種アベレージラリー開催規定第４条３. に該当する区間を行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ず４点式以上の安全ベルト、ヘルメッ ト、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。 但しコ ・ ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
２．ヘルメットおよびレーシングスーツは、２０１４年のＪＡＦ国内競技車両規則第４編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」 に従ったものとする。
３．上記１． の場合以外でも、競技中は長袖長ズボンを着用すること。

第４８条 参加資格
第１１条に規定の通り。

第４９条 ポイント
１． 各クラスとも下表に従ってポイントを与え、下記（7）に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

順位	１位	２位	３位	４位	５位	６位	完走
得点	１０	８	６	４	３	２	１

２． 各クラスの参加出走台数が３台に満たない場合、 そのクラスのポイントは上記のポイントに０．５を乗じたポイントとする（小数点以下１桁まで有効とする）。
３． 全開催数－１戦のポイント総数を有効ポイントとする。但し、競技会開催数が全６戦を超えた場合は最高５戦までを有効ポイントとする。また、全開催数が３戦以下の場合は全戦有効ポイントとする。
４． 有効ポイントが同点の場合は、下記の方法で順位を決定する。
（１）全開催数が３戦以下の場合、当該年度における当該ラリーシリーズのオーガナイザークラブ・団体に所属する者を上位とする。
（２） 上位ポイントの獲得回数の多い順。
（３） 当該競技者が得た全ての得点のうち、 上位得点の獲得回数の多い順。
（４） 参加台数の多い競技会のポイントを優先する。
（５） ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ主催者会議にて決定する。
５． ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズのポイントは、最終集計時に以下に該当する者のポイントは全て抹消される。

（1）当該シリーズ最終戦終了時までに、ＪＭＲＣ中部に加盟するクラブ・団体の所属員（クラブ員）であることの証明ができなかった者。
6．国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された競技者（ドライバー、コ・ドライバー）は、失格となった競技会を含み、 以前のポイントを剥奪する。
7． 上記5． および6． に該当する者がいた場合、各競技会のポイントの再集計は行なわず、 シリーズ順位のみを繰上げる。
8． ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズにおいては、近畿地区において開催されるＪＡＦ中部・近畿ラリー選手権戦もポイント獲得対象競技会とする。
9． ＪＭＲＣ全国オールスターラリーをポイント獲得対象競技会とする。

第５０条 参加の制限
1．再車検を拒否した場合は、その競技会は失格とし、かつ当該シリーズのポイントは全て剥奪し、以降当該年度の当該シリーズ戦競技会への参加を認めない。
2．オーガナイザーが事前走行と認めた車両に乗っていた者は、 それまでの全てのシリーズポイントを剥奪し以降当該年度の全てのシリーズ戦への参加を認めない。

第５１条 シリーズ表彰
各シリーズともに各クラス・各部門１位を表彰対象とする。但し、参加台数およびクラス成立した競技会回数により表彰対象枠の変更を行なう。

第５２条 表彰式
「ＪＭＲＣ中部Motor Sports day 2015」 にて開催される表彰式で行なう事を原則とする。

第５３条 入賞者の義務
入賞者は、 表彰式への出席を義務付ける。 但し、やむを得ず出席できない場合は、その理由と代理人をラリー専門部会に報告すること。

第５４条 ＪＭＲＣ全国オールスターラリー出場権
以下の優先順によりＪＭＲＣ全国オールスターラリーへの出場権が得られるものとする。
1． ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ１位～３位のドライバー
2． ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ１位のドライバー
3． ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ４位～６位のドライバー
4． ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ２位～３位のドライバー
5． 上記以外でＪＭＲＣ中部ラリー専門部会が特別に推薦する者

第５５条 タイヤ規制について
２０１４年ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズおよびチャレンジシリーズに参加する場合は、公平性に留意し、競技参加者の安全を損なわない範囲で、参戦費用負担軽減を目的として、通称Ｓタイヤの使用を禁止する。
（本規制は、併設される場合がある、オープンクラス等シリーズ戦外クラスについては、適用されない。）
Ｓタイヤの銘柄例

タイヤメーカー	ブランド名	使用禁止タイヤ銘柄
ダンロップ	ＤＩＲＥＺＺＡ	９３Ｊ／９８Ｊ／０１Ｊ／０２Ｇ／０３Ｇ
ブリヂストン	ＰＯＴＥＮＺＡ	５２０Ｓ／５４０Ｓ／５５Ｓ／１１Ｓ
東洋ゴム	ＰＲＯＸＥＳ	ＦＭ９Ｒ／０８Ｒ／８８１／８８８／Ｒ１Ｒ
横浜ゴム	ＡＤＶＡＮ	０２１／０３２／０３８／０３９／０４８／０５０
その他	クムホ・ＥＣＳＴＡ・V710/ハンコック・Ventus・Z214	
メーカ問わず		海外メーカ製造、通称Ｓタイヤ等。

この表は、あくまでも現状で一般的にＳタイヤと認識されている銘柄を列挙したものであり、原則Ｓタイヤ（セミレーシング）は禁止と考える事。上記以外のタイヤでもＳタイヤに準ずると判断された場合、シーズン途中からでも使用を禁止する場合がある。不明な場合は購入、装着の前に主催者に問い合わせる事。

第５６条 個人情報の取扱等について
主催者は、参加申込書に記載された個人情報等については、厳重に管理し、当該競技運会営上および当該主催者が主催する別の競技会等への参加募集以外には使用しない。但し、収集した個人情報等は、開催許可申請の為、警察、地方自治体等の関係機関の要求に基づき必要最小限の範囲で開示される場合がある。また、競技結果等には、参加者氏名、所属クラブ、車両名等の情報が掲載され、個々の承諾を得る事無く、ホームページなどで競技参加者の人物や車両の写真と共に公開される事もある。
さらに、主催者は参加申込書等に記載された個人情報等を、シリーズ成績集計及び表彰案内等に限りＪＭＲＣ中部事務局に提出されるものとする。
参加者は、上記を理解し、承諾した上で参加申込を行うものとする。

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会 ラリー専門部会
2013.8.31 改訂

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会
会　　則

第1条　名　称

本会は、ＪＡＦ中部地域クラブ協議会と称する。

略称としてＪＭＲＣ中部（JAF Motor sports Clubs Regional Conference）を使用する。

第2条　事務所

本会の事務所は運営委員長が指定する。

第3条　目　的

本会は、本会を構成するクラブ・団体によるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚およびクラブ・団体の質的向上を図り、クラブ活動の円滑化の促進を行うと共にＪＡＦとの連絡調整を行うこと目的とする。

第4条　活　動

本会は、第３条の目的達成をするために次の活動を行う。

１．競技振興に関する事

１）振興に必要な事業活動の企画、協議を行う。

２）各種規則・規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。

３）各種規則・規定の運用に当たり、統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議を行い必要事項についてＪＡＦとの連絡調整を行う。

２．安全に関する事項

競技の安全に関する研究、協議、研修、指導要項の作成および実施の徹底

３．加盟するクラブ・団体間の情報交換ならびに連絡調整

１）本会に加盟するクラブ・団体へのモータースポーツに関する情報の提供および本会に加盟するクラブ・団体相互の情報交換

４．その他

１）全国他地域のＪＭＲＣとの交流および情報交換

２）共済会の運営管理および全国共同共済の参加

３）他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条　構　成

本会は、中部地域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に所在する会員をもって構成する。

１．本会は、次の会員をもって構成する。

１）正会員

２）賛助会員

２．会員の資格

１）正会員はＪＡＦ登録クラブ・団体およびＪＭＲＣ中部承認クラブ・団体とする。
ＪＭＲＣ中部承認クラブ・団体は、モータースポーツ活動を目的とする５名以上、１０名以下で構成されるクラブ・団体で、ＪＡＦ登録クラブ・団体への変更の意思を有し、ＪＡＦの競技許可証所持者が１名以上在籍していること。

２）賛助会員は、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で正会員の推薦により運営委員会において承認された者とする。

第6条　組　織

本会は、次の機構をもって組織される。

１．クラブ・団体代表者会議
２．運営委員会
３．理事会
４．専門部会
５．専門委員会
６．事務局

第7条　クラブ・団体代表者会議

１．本会は、本会に加盟するクラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議という）を年１回１月に開催する。
２．代表者会議は次の事項を審議決定する。
　１）会則ならびに本会の諸規定の制定、変更、廃止
　２）活動計画および収支予算の承認
　３）活動報告および決算報告の承認
　４）当該年度の運営委員の承認
　５）会費負担基準の決定および変更
３．代表者会議は、構成クラブ・団体代表者の３分の２以上の出席により成立する。但し、委任状をもって出席と認める。
４．代表者会議の議決権は正会員のクラブ・団体を１個とし、その議決権は出席過半数をもって決定する。但し、賛助会員は、議決権を有しない。
５．運営委員長は、必要と認めた場合、運営委員会の承認を得て臨時クラブ・団体代表者会議を召集できるものとする。

第8条　運営委員会

運営委員会は、運営規定により選出された以下の運営委員で組織構成される。

１．運営委員長　　１名
２．副運営委員長　　２名
３．専門部会長　　４名
４．委員会委員長　　４名
５．事務局長　　１名
６．運営委員長が指名したＪＡＦモータースポーツ専門部会員　　若干名
７．前年度運営委員の推薦で委員長が認めた者　　若干名

第9条　理事会

理事会は、運営規定第７条により選出された１５名以内の理事で組織構成される。

第10条　専門部会

１．本会は次の専門部会を置く。
　１）レース専門部会
　２）ジムカーナ専門部会
　３）ラリー専門部会
　４）ダートトライアル専門部会
　５）競技会審査委員グループ
　　①スピード行事審査委員グループ
　　②ラリー審査委員グループ

２．各部会の定員は、部会長を含み１５名以下の委員で構成される。

第11条　専門委員会

１．本会は、次の委員会を置く。

１）総務広報委員会
２）事業企画委員会
３）支部連絡委員会
４）共済会管理委員会

２．各委員長は上記職務遂行のため若干名の委員を指名し委員会を組織する。指名される委員が運営委員の場合は兼任を妨げない。但し、運営委員以外の委員を指名する場合、運営委員長の承認を必要とする。

第12条　支　部

本会は下記の７支部を持つ。

支部は代表者を選出し、支部連絡委員会に支部長として所属する。

１）富山支部
２）石川支部
３）福井支部
４）岐阜支部
５）静岡支部
６）愛知支部
７）三重支部

第13条　会　議

１．本会は、下記の会議を開催して円滑な運営を図る。

１）代表者会議
２）運営委員会会議
３）理事会会議
４）合同委員会会議
５）合同専門部会会議

その他、運営委員長が必要と認める会議。

上記会議の必要な経費の支出は、これを認めるものとする。

第14条　会　計

１．本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

１）クラブ・団体からの運営規定に定める入会金・会費
２）本会が行う事業の収益金
３）ＪＭＲＣ中部共済会からの運営管理費
４）企業、団体からの補助金・賛助金等
５）その他

２．その他、特別な活動をする場合は特別会計をもって行うものとする。

３．本会の会計年度は、前年の１２月１日より同年１１月末日とする。

第15条　役員の職務

１．運営委員長

１）運営委員長は、本会を代表し会務を執行する。
２）代表者会議の議長となり会議の運営にあたる。
３）地域内に所在するクラブ・団体の活動の推進について指導する。

４）本会の代表として、ＪＡＦおよび他地区ＪＭＲＣとの交流・連絡・調整を図る。

２．副運営委員長

１）運営委員長を補佐し、事故・その他の場合はその職務を代行する。

２）副運営委員長２名は、専門部会部門および委員会部門をそれぞれ担当し、担当部門の統括管理を行い本会の質的向上を図る。

３．専門部会長

運営規定による。

４．委員会委員長

運営規定による。

５．事務局長

運営規定による。

第16条　特別委員会

本協議会において、単年度内における単一事業および処理しなければならない単一項目が発生した場合、運営委員長は運営委員会の決定により特別委員会を設置できるものとする。本委員会の委員長は、運営委員長がこれにあたるものとする。

但し、選挙管理委員会およびクラブ代表者会議実行委員会は、毎年必要な時期にこれを設置する。

第17条　事業年度

本協議会の事業年度は毎年１月１日に始まり、同年１２月３１日をもって終了する。

第18条　賞　罰

本会において賞罰が必要と運営委員会が判断した場合、これを理事会に負託し、裁定を行う。

第19条　解　散

本会の継続に重大な支障が生じた場合、解散することが出来る。

解散時に会計の決算を行い、欠損金が生じた場合は、正会員で公平に負担する。

剰余金が生じた場合は、代表者会議において有益と認められた団体にこれを寄付する。

第20条　会則の変更

会則の変更については、本会に加盟するクラブ・団体代表者からの提案を運営委員会において審議し、理事会の承認のもとに代表者会議の決定を得て行う。

第21条　細　則

本会則に定めるものの他、本会の事業の運営上必要な細則は、運営委員会の決定により別に定める。

第22条　付　則

本会則は、昭和５６年８月９日より施行する。

１９８８年　１月２９日改定
１９９１年　２月　３日改定
１９９９年　１月１６日改定
２０００年　１月　９日改定
２００２年　１月１２日改定
２００４年　１月１０日改定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会
運　営　規　定

第1条　目　的

本規定はＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下、ＪＭＲＣ中部という）の運営を円滑に行うことを目的とする。

第2条　運営委員会委員の選出

本会会則第８条の規定による運営委員会委員の選出は、次の事項による。

１．次年度の運営委員の選出は、前年度の１１月末日までに選出され、代表者会議の承認を得るものとする。

２．運営委員の定員は２０名とする。

１）第６条により選出された正副運営委員長

２）次年度運営委員長指名による専門部会長

３）次年度運営委員長指名による専門委員長

４）次年度運営委員長指名による事務局長

５）会則第８条の６．７．による者

第3条　運営委員会の開催

１．本会は運営委員会を原則として毎月開催し、その日程は代表者会議にて公表される。
但し、運営委員長は必要に応じて、臨時運営委員会を召集することが出来る。

２．運営委員会の召集は文書にて運営委員に発送しなければならない。
但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

３．出席出来ない運営委員は、全権を委任した代理人を出席させることが出来る。
この場合、代理人は委任された運営委員からの委任状を運営委員長に提出することによって代理人と認められるものとする。

４．運営委員会にオブザーバーの出席を認める。
但し、事前に運営委員長の承認を必要とする。

第4条　運営委員会の協議事項

運営委員会は次の事項についての協議・処理を行う。

１．ＪＡＦから負託された事項

２．ＪＡＦに提案すべき事項

３．運営委員および各部会・委員会からの審議依頼事項

４．その他、必要と認められる事項

第5条　運営委員会の議決

１．運営委員会の議決は、議決権を有する出席委員の過半数によって決する。正・副運営委員長は、議決権を有しない。

２．可否同数の場合は、正・副運営委員長によってこれを決する。

第6条　正･副運営委員長の選出

１．正・副運営委員長の任期は１期３年とする。

２．運営委員長の任期の完了する年度の１１月に開催する運営委員会において選挙管理委員会を設置し、選挙により正・副運営委員長を選出する。

３．選挙管理委員会は理事会より３名の委員を選出しこれにあたる。
　選挙管理委員会は会員に対して公示を行い、立候補または３会員以上の推薦者を有し本人の就任の確認が取れている被選挙人に対し運営委員会にて選挙を行う。

第7条　理事会

１．理事長は理事会での互選とし、任期を３年とする。但し、その再選を妨げない。
２．理事会は、下記をもって構成する。
　１）理事長
　２）正副運営委員長
　３）事務局長
　４）運営委員会推薦の運営委員経験者および学識経験者
３．職　務
　１）原則として年間４回以上の会議を開催する。
　２）運営委員会の答申事項に対して協議し行い助言を行う。
　３）選挙管理委員会を組織し、正副運営委員長の選出を行う。
　４）運営委員会で採択された会則変更の承認を行う。
　５）運営委員会より負託された賞罰に対しての裁定を行う。
　６）ＪＭＲＣ中部から要請の有った競技会および事業への協力を行う。
　７）ＪＭＲＣ中部の会計監査を行う。

第8条　専門委員会委員長の職務

担当委員会を組織し、運営委員会の承認のうえ委員会活動を行う。
１．総務広報委員会
　１）予算案の作成
　２）資産の保全、管理
　３）会則、諸規定に関する事項
　４）本会の対外的な交流・交歓および全国組織との連絡調整
　５）その他、運営委員会負託事項
　６）ホームページを含む社会に対する広報活動の管理運営
２．事業企画委員会
　１）本会の目的達成の為の活動を行うに必要な企画・事業の発案、研究、実施
　２）その他、運営委員会負託事項
３．支部連絡委員会
　１）会則第５条の各県を支部とし、支部における諸問題を運営委員会に提議し、連絡調整および情報交換を行う。
　２）その他、運営委員会負託事項
４．共済会管理委員会
　１）ＪＭＲＣ中部共済規定に基づき、共済会の運営を管理する。
　２）運用については運営委員会の決定によりこれを行う。

第9条　専門部会長の職務

１．担当部会の運営を円滑に行うため必要に応じて部会を召集し、その議長となる。
２．運営委員会に出席し担当部門の諸問題を運営委員会に提議し、審議・協議を行う。

第10条　専門部会委員の選出

１．担当部会長の指名により選出し、運営委員会の承認を得るものとする。

２．支部に専門小部会を組織し、小部会長は担当部会の委員となる。

第11条　専門部会の活動

専門部会の活動は次の通り行う。

１．運営委員会から指示された事項の協議およびその報告

２．協議会の活動促進および担当部門の情報交換

３．本会を通じ、ＪＡＦモータースポーツ専門部会への意見ならびに提案事項についての協議

４．審査委員グループは、各専門部会の協力のもとに審査委員を派遣し、競技の公正と質的向上を図るものとする。

５．その他、担当部門についての研究・活動の実施

第12条　JAFモータースポーツ専門部会委員の当協議会専門部会への出席義務

１．本会所属のＪＡＦモータースポーツ専門部会委員は、運営委員長の指名する当協議会専門部会への出席をするものとする。

２．ＪＡＦモータースポーツ専門部会委員は、当協議会専門部会とＪＡＦとの情報交換を図る。

第13条　専門部会の議決

専門部会および委員会の議決は出席委員の過半数をもって決する。

但し、可否同数の場合は部会長および委員長がこれを決する。

第14条　事務局長の職務

１．本会の目的達成の為の活動と会務の円滑な処理を行う。

１）会費の徴収および予算の執行

２）会計管理

３）会員管理

４）書類,資料等の管理保管

５）対外活動および連絡調整

２．事務局長は事務局員を若干名指名し事務局を構成できる。

第15条　会計監査

監査は理事会がこれを行う。

第16条　入会金･会費

本会の入会金・会費は下記の通りとし、２年ごとに総務・広報委員会において見直し、運営委員会に答申するものとする。

１．正会員

入会金		８，０００円
会　費	ＪＡＦ登録加盟団体	８５，０００円
	ＪＡＦ登録公認クラブ	８５，０００円
	ＪＡＦ登録加盟クラブ	４０，０００円
	ＪＡＦ登録準加盟クラブ	２０，０００円
	ＪＭＲＣ中部承認クラブ	１５，０００円

２．賛助会員

会　費　　１００，０００円

但し、年度内の昇格は差額を徴収しない。

第17条　入退会

１．入会手続き

１）加盟申請書、入会金、会費を添えて申請を行うものとする。

２）事務局は書類審査のうえ、１週間以内に入会の是非を通知するものとする。

３）申請内容に疑義がある場合は、運営委員会にて承認を受けるものとする。

４）年度途中の入会については、入会金および会費を全額徴収する。

５）３月末日までに更新を行わなかったクラブは新規扱いとする。

２．更新手続き

１）年度更新手続き期間は、１２月１日から３月３１日までとする。

２）入会は歴年ごとに更新し、毎年１月１日から１２月３１日までを有効とし、更新の手続きは３月末日までに行うものとする。

３）昇格、降格とも年度をまたいで更新する場合は、新規扱いとしない。

３．退会手続き

１）３月末日までに更新の手続きが無かった場合、３月３１日付けで自動的に退会となる。

２）運営委員会が退会を必要と認めたクラブについては退会とする。

４．付　則

１）新規入会の場合、入会を認められた場合に仮登録印を交付し、正登録印が交付されるまでこれを使用する。

正登録印が交付された場合、仮登録印は直ちに返却されねばならない。

２）更新の場合は、更新確認の終了後に正登録印を交付する。

第18条　付　則

本規定は、昭和５６年８月９日より適用する。

１９８８年　1月２９日改定
１９９１年　2月　３日改定
１９９６年　1月１４日改定
１９９９年　1月１６日改定
２０００年　1月　９日改定
２００２年　1月１２日改定
２００４年　1月１０日改定
２００５年　1月　８日改定
２００６年　1月１３日改定
２００７年　9月１６日改定
２０１１年１１月　８日改定

競技会救急安全委員規定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下「ＪＭＲＣ中部」という。）は、競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るため、本規定を制定する。

第１条　目　的

本規定の目的は、ＪＭＲＣ中部における各シリーズ戦の救急体制の充実を図り、競技会の安全性の向上に資することであり、不測の事態が発生したとき、可能な範囲で適切な応急手当を施すことができる体制を作ることにある。

第２条　適用範囲

本規定の適用を受ける競技会は、ＪＭＲＣ中部認定のシリーズ戦とする。

第３条　認定救急安全委員

本規定に定める認定救急安全委員とは、ＪＭＲＣ中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会を受講した者で、ＪＭＲＣ中部運営委員会が発給した有効な救急安全委員認定証を所持している者をいう。

第４条　認定講習会

前条のＪＭＲＣ中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会とは、運転者等の応急手当及び救急救命を内容とした講習会で、講習時間が５時間以上であって、次の各号に示す講習会とする。

１）ＪＭＲＣ中部運営委員会の各部会、委員会及び支部が主催するレスキュー講習会
２）㈳日本自動車連盟が主催する講習会
３）日本赤十字社が主催する講習会
４）市区町村の消防本部及び消防署が主催する講習会
５）その他、ＪＭＲＣ中部運営委員会が認めたもの。

第５条　救急安全委員認定証

認定講習会を受講した者は、必要書類を添えて、ＪＭＲＣ中部運営委員会に救急安全委員認定証の発給を申請する。ただし、前条第１項第１号の講習会にあっては、講習会を主催した、各部会、委員会及び支部の代表者がまとめて申請することができる。

２　ＪＭＲＣ中部運営委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかに申請書を審査し、救急安全委員認定証を発給する。

３　第１項に定める、申請に必要な書類とは、申請書と認定講習会主催者が発行した、受講終了証等の受講を証明できるものをいう。

４　ＪＭＲＣ中部運営委員会は、認定講習会の主催者、若しくは講習会の講師が所属する団体等が発行した受講終了証等をもって、救急安全委員認定証に代えることが出来る。

５　ＪＭＲＣ中部運営委員会は、前項の規定により受講終了証等を救急安全委員認定証と認めた場合は、その旨を公表するものとする。

第６条　有効期間

救急安全委員認定証の有効期間は次のとおりとする。

１）第４条第１項第１号の講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から２年間とする。
２）第４条第１項第２号から第５号までの講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効

期間は、受講した日から１年間とする。

第７条　ＪＭＲＣ中部運営委員会の責務

ＪＭＲＣ中部運営委員会は、救急安全に関する講習会を、年に１回以上開催しなければならない。

第８条　オーガナイザーの責務

オーガナイザーは、主催する競技会に認定救急安全委員を選任しなければならない。

第９条　氏名の公表

ＪＭＲＣ中部運営委員会は、救急安全委員認定証を発給した者の氏名を公表する。

２　オーガナイザーは、競技会の公式プログラム、特別規則書、若しくは、公式通知によって、当該競技会の認定救急安全委員の氏名を公表しなければならない。

第１０条　競技会審査委員会による確認

競技会審査委員会は、当該競技会に選任されている認定救急安全委員が有効な救急安全委員認定証を所持していることを確認しなければならない。

第１１条　医師等の特例措置

医師、看護師、救急救命士の有資格者は、認定救急安全委員とする。

２　前項の認定救急安全委員には、救急安全委員認定証の所持を免除する。

第１２条　救急安全委員認定証の再発行

救急安全委員認定証を紛失した者は、ＪＭＲＣ中部運営委員会に救急安全委員認定証の再発行を申請することができる。

２　前項の規定により救急安全委員認定証の再発行の申請があった場合、ＪＭＲＣ中部運営委員会は、残りの有効期間について救急安全委員認定証を再発行する。

第１３条　罰　則

ＪＭＲＣ中部運営委員会は競技会に認定救急安全委員を選任しなかったオーガナイザーを公表する。

第１４条　本規定の施行

本規定は、２００５年１月８日から施行する。

２００５年　１月　８日制定

JAF中部地域クラブ協議会共済規定

１９８６年　９月２３日制定
１９８６年１１月　１日適用
１９８７年　１月　１日施行
１９９９年　１月１６日改定
２０００年　１月　９日改定
２００７年　９月１６日改定
２００８年　１月　１日施行

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下、ＪＭＲＣ中部という）は、本会に加盟するクラブ･団体の所属員の福利厚生のために、ＪＭＲＣ中部共済（以下､共済という）を設け、本規定をもって運用する。

第1章 総　則

第1条 目　的

本共済の目的は次のとおりとする。

１．ＪＡＦ公認競技会における共済加入者の人身事故に対する救済。
２．ＪＡＦ公認競技会における共済加入者の社会的権利と地位に関する救済。
３．ＪＭＲＣ中部の自主性維持。

第2条 対象者

本共済会は、ＪＭＲＣ中部に加盟するクラブ･団体の所属員とし、ＪＡＦより発給された自動車競技に関わる当該年度の許可証所持者とする。

但し、ＪＡＦ発給の競技許可証未証所持者は、四輪自動車運転許可証の所持者とする。

第3条 運用と適用

本制度の運用と本規定の適用については次に従う。

１．本制度の運用はＪＭＲＣ中部運営委員会（以下、運営委員会という）が行う。
２．本制度による給付は申請に基づき運営委員会が行う。
３．本制度の運用と管理は運営委員会が行う。

第4条 適用資格の有効期間

有効期間は年会費の支払いを行った時より当該年度の１２月３１日までとする。

第2章 財　務

第5条 財　源

本制度の財源は、２００７年１１月３０日をもってＪＭＲＣ中部が保有する基金および基金運用による収入とする。

第6条 拠出金

拠出金の徴収は行わない。

第7条 給付の制限

本共済会は公的セーフティネットに入っていないため、給付金額が共済会基金を上回った場合は

給付できないことを予め承知しなければならない。

第8条　共済会基金

基金の使途は次によって行う。

１．人身事故・地位保全に対する給付。

第3章　給　付

第9条　人身事故への給付

第１条の第１項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は、別に定めるＪＭＲＣ中部共済給付細則（以下、給付細則という）に定める。

第10条　地位保全への給付

第１条の第２項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は給付細則に定める。

第11条　協議会の自主性に関わる給付

第１条の第３項に関わるもので第３条の第１項に従う。

第12条　給付の対象

共済の給付を受ける者は次のとおりとする。

１．第９条による場合は次のとおりとする。

　１）死亡の場合：あらかじめ本人が定めた受取人または法定相続人。

　２）死亡以外の場合：本人

２．第１０条による場合：本人

３．第１１条による場合：ＪＭＲＣ中部

第13条　給付請求の方法

第９条・第１０条による給付を受けようとする者は、事故発生後１４日以内に事故の内容を報告し、かつ、３ヶ月以内に給付の請求を行わなければならない。

給付請求に関するその他の事項は給付細則に定める。

第4章　改　定

第14条　本規定の改定

本規定の改定は、ＪＭＲＣ中部クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第5章　施　行

第15条　本規定の施行

本規定は昭和６２年度に関して発給される許可証より適用し、その公布は昭和６１年９月２３日をもって行い、昭和６１年１１月より取扱いに関する一部を実施し、昭和６２年１月１日をもって施行する。

以上

ＪＭＲＣ中部共済　運営要項

１９８６年　９月２３日制定
１９８６年１１月　１日適用
１９８７年　１月　１日施行
１９９５年１２月　９日改定
１９９８年１２月　６日改定
１９９９年１１月　７日改定
２０００年　２月　１日改定
２００７年　９月１６日改定
２００８年　１月　１日施行

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき以下の要綱を定め運営する。

第1条　共済会への加入

対象者は共済規定第２条に定める者とし、次の条件を満たした者とする。

１．加入者の所属するクラブ・団体が当該年度、ＪＭＲＣ中部に加盟していること。

２．ＪＭＲＣ中部に加盟するクラブ・団体に３０日以上在籍する所属員であり、当該クラブ･団体によってＪＭＲＣ中部に登録申請された者とする。

第2条　適用資格の有効期間

共済規定第４条に関する要項

１．所属するクラブ・団体がＪＭＲＣ中部への加盟（新規・更新）手続きを完了し、所属員の登録申請を行った日付より当該年度の１２月３１日までを有効期間とする。

２．前年度において、当該クラブ・団体が加盟手続きを完了する間を猶予有効期間とする。
但し、最大猶予有効期間は、当該年度の３月３１日までとする。

第3条　運営要項の改定

本要項の改訂は、ＪＭＲＣ中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

第4条　補則規定

基金の保全と健全な運用を計り、管理の明確化を目的として、下記の規定を定める。

１．基金の保全と運用
　１）基金の保全は、元金保証ファイナンス口座の預け入れによりこれを行う。
　２）運用は管理委員会で計画を立案し、運営委員会の承認のもとにこれを行う。

２．基金の管理
　１）管理委員会は、帳簿を作成し入出金を管理する。
　２）出金は、運営委員会の要請に基づき出金申請書を作成し、運営委員長の許可の元に事務局がこれを行う。
　３）管理委員会は、収支報告を行う。

３．基金保全に関する印鑑、証書類の管理
　１）印鑑は運営委員長がこれを管理する。
　２）証書類は管理委員長がこれを管理する。
　３）出納関係書類は事務局長がこれを管理する。

４．会計処理
　１）共済会の会計年度は、１２月１日より翌年の１１月３０日までの１年間とする。
　２）管理委員会は、１２月開催の運営委員会に決算報告を行う。
　決算報告には帳簿、関係証倶書類、保全および運用口座の残高証明の添付を必要とする。

以上

ＪＭＲＣ中部共済　給付細則

１９８６年　９月２３日制定
１９８６年１１月　１日適用
１９８７年　１月　１日施行
１９９５年１２月　９日改定
１９９６年１１月　４日改定
１９９８年１２月　６日改定
１９９９年１１月　７日改定
２００７年　９月１６日改定
２００８年　１月　１日施行

ＪＡＦ中地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき、以下の細則を定め給付を行う。

第1条　人身事故への給付

規定９条に定める人身事故への給付は、次のとおりとする。

１．同一人に対し、同一年度内の給付最高限度額は５００万円とする。
２．給付の区分は、５００万円を１００％として別表１の共済給付区分表に定める。
３．対象競技会は、ＪＡＦによって公認され、かつ国内で開催されたものとする。
４．ＪＭＲＣ中部承認イベントおよびＪＡＦ発給の競技許可証未所持者が給付の対象となった場合の最高限度額は５００万円とする。その給付の区分は５００万円を１００％として別表１の給付区分表に定める。
５．本共済会は公的セーフティネットに入っていないため、給付金額が共済会基金を上回った場合は給付できないことを予め承知しなければならない。

第2条　規定第10条に定める地位保全への給付は次のとおりとする。

１．給付はその都度、運営委員会によりその額を決定する。
２．対象競技会はＪＡＦに公認され、かつ国内で開催されたものとする。

第3条　給付請求の方法

給付の請求は、別に定める書式によって、当該主催クラブまたは本人よりＪＭＲＣ中部事務局に提出して行う。尚、申請書類は次のものを用意しなければならない。

１．申 請 書：記載項目を全て記入した所定の申請書。
２．添付書類：許可証、診断書またはその写し。
３．そ の 他：審査の段階で必要とされたもの。

第4条　改　定

本細則の改訂は、ＪＭＲＣ中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

以上

別表１　給付区分表

１．死　　亡 …… ……１００％
（死亡には該当する事故を原因として３ヶ月以内に死亡した物を含む）
２．目の障害
１）両目が失明したとき …… ……１００％
２）１眼が失明したとき …… ……６０％
３．耳の障害　両耳の聴力を全く失ったとき …… ……８０％
４．咀嚼・言語の障害
咀嚼または言語の機能を全く廃したとき …… ……１００％
５．腕（手関節より上半をいう）、脚（足関節より上部をいう）の障害
１）１腕または１脚を失ったとき …… ……６０％
２）１腕又は１脚の３大関節中の２関節または３関節の機能を全く
廃したとき …… ……５０％
６．その他、身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないとき……１００％
７．給付区分の５０％未満は、その都度運営委員会により額を決定する。
尚、その給付は、別表２の共済区分表に定める。

別　表　２　給付区分表

区分	後遺障害	給付金
①	１．両眼の視力が０,１以下になったもの。 ２．咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの。 ３．両耳の聴力が耳に接しなければ、大声を解することが出来ない程度になったもの。 ４．１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が４０cm 以上の距離では普通の話し声を解することが出来ない程度になったもの。 ５．脊柱に著しい奇形または運動障害を残すもの。 ６．１上肢の３大関節中、２関節の用を廃したもの。 ７．１下肢の３大関節中、２関節の用を廃したもの。 ８．１手の５の手指または親指および人差指を含み４の手指を失ったもの。	１７０ 万円
②	１．１眼が失明し、他眼の視力が０,６以下になったもの ２．両耳の聴力が４０cm 以上の距離では、普通の話し声を解することが出来ない程度になったもの。 ３．１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１㍍以上の距離では普通の話し声を解することが出来ない程度になったもの。 ４．神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する事が出来ないもの。 ５．胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する事が出来ないもの。 ６．１手の親指および人差指を失ったもの、または親指もしくは人差指を含み３以上の手指を失ったもの。 ７．１手の５の手指又は親指及び人差指を含み４の手指の用を廃したもの。 ８．１指をリスフラン関節以上で失ったもの。 ９．１上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの。 10．１下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの。 11．両足の足指の全部の用を廃したもの。 12．女子の外貌に著しい醜状を残すもの 13．両側の睾丸を失ったもの	１４０ 万円

③	１．１眼が失明または１眼の視力が０,０２以下になったもの。 ２．脊柱に運動障害を残すもの。 ３．１手の親指および人差指または親指もしくは人差指を含み３以上の手指の用を廃したもの。 ５．１下肢を５㎝以上短縮したもの。 ６．１上肢の３大関節中、１関節の用を廃したもの。 ７．１下肢の３大関節中、１関節の用を廃したもの。 ８．下肢に仮関節を残すもの。 ９．下肢に仮関節を残すもの。 10. １足の足指の全部を失ったもの。 11. 脾臓または１側の腎臓を失ったもの。	１００ 万円
④	１．両眼の視力が０,６以下になったもの ２．１眼の視力が０,０６以下になったもの ３．両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ４．両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの。 ５．鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ６．咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの ７．両耳の聴力が１㍍以上の距離では普通の話し声を解する事が出来ない程度になったもの ８．１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することが出来ない程度になり、他耳の聴力が１㍍以上の距離では普通の話し声を解する事が困難になったもの ９．１耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能または精神に障害を残し、服する事が出来る労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服する事が出来る労務が相当な程度に制限されるもの 12. １手の親指を失ったもの、人差指を含み２の手指を失ったもの、または親指および人差指以外の３の手指を失ったもの 13. １手の親指を含み２の手指の用を廃したもの 14. １足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの 15. １足の足指、全部の用を廃したもの 16. 生殖器に著しい障害を残すもの	８０ 万円
⑤	事故により連続して７日以上入院したとき、１日目から１８０日の範囲内とする。	１日 3000 円
⑥	事故により７日以上通院したとき、１日目から９０日の範囲とする。 但し、就業不能状態の日数を限度とする。	１日 1500 円

以上

クローズド競技会開催における登録・共済適用申請に関わる基準

JMRC中部共済は、JAF公認競技会およびクローズド競技会における共済加入者の人身事故に対する救済を目的として運用しています。これを管理するJMRC中部運営委員会は、共済が適用されるJAF公認競技会、クローズド競技会の全てをあらかじめ把握し管理するため、クローズド競技会を開催する場合は、下記に従って登録および、または適用申請するものとします。

尚、前年度のカレンダー登録調整会議日に登録された場合は、JMRC中部の発行する共通規則書、公式サイト等の公式カレンダーに掲載します。

1. コース公認の無い会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請する場合は、次に従って申請を行ってください。申請が無い場合や申請期日に間に合わなかった場合は適用されません。

1）申請期日：前年度のカレンダー登録調整会議日に申請・登録すること。
　　または、開催日の2ヶ月前までに申請・登録を行うこと。

2）申　請　先：JMRC中部事務局

3）申請用紙：所定の申請書および本会が提出を依頼したもの

2. コース公認の有る会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請は不要とします。ただし、必ず登録申請を行ってください。

1）登録期日：前年度のカレンダー登録調整会議日に登録すること。
　　または、JAFに開催届出を行うと同時に登録すること。

2）登　録　先：JMRC中部事務局

3）登録用紙：所定の用紙

3. JAF公認競技会およびJAF公認競技会にクローズド部門を併設する場合

JAFにカレンダー登録された競技会に併設する場合は、登録申請を不要とします。

4. 追加開催・日程変更・会場変更を行う場合

前記に準じて申請・登録を行ってください。

5. 競技保険等

1）JMRC中部タイトル戦の場合は、以下を義務付けとします。

＊スピード行事の場合

競技保険を含み、地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足すること。

＊ラリー競技の場合

国内競技規則付則の「ラリー競技会組織に関する規定」を満足すること。

2）シリーズで行うクローズドイベント（スピード行事）

全ての競技に競技保険を備えること。地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足するよう強く推奨する。

6. その他の事項については運営委員会にて審議、決定するものとする。

以上

JMRC中部共済適用　承認イベント申請基準

JMRC中部は、モータースポーツ活動の振興と安全の高揚を目的としたイベントにおける会員の人身事故を救済するため、本会が承認するイベントに限り、JMRC中部共済の適用を可能とします。

ただし、JMRC中部共済の適用を受ける場合は、申請・審査・承認の手続きが必要です。

尚、当該イベントが著しく競技性を有する場合は、JAF公認競技（クローズド格式以上）で開催してください。JMRC中部共済の適用申請にあたっては以下の点にご留意ください。

●申　請

1．主催者

JMRC中部に加盟する正会員（クラブ・団体）またはJMRC中部専門部会／委員会とします。

2．参加者の募集

メディア・公式サイト・郵送等により告知され、公募するイベントであること。

3．申請書および添付書類

所定の申請書・イベントの告知文書および本会が提出を依頼したもの。

4．申請期日、方法

開催日の1ヶ月前までに郵送または手渡し。（Fax または e-mail での仮受付可）

5．給付の対象者

正会員の所属員（クラブ員）とします。

共済会に登録されていないクラブ員は、開催日までに必ず登録を行ってください。

6．対象範囲

受付から終了時までのイベント会場敷地内におけるイベントに関わる事故。

7．最高給付限度額

承認イベントでの最高給付限度額は500万円です。

8．申請書類の送付先

〒485-0023

愛知県小牧市北外山1837番地1

JMRC 中部事務局　　武山　策弥

Tel（0568）27-7522　Fax（0568）73-8515

以上

JMRC中部共済会加入とクラブ印のお話し

団体加入です。

JMRC中部共済会は、個人加入が出来ません。「団体加入」になりますので貴方が所属するクラブから共済会に登録申請してください。

登録が必要です。

クラブが貴方を登録申請することによって、共済会に加入したことになります。
登録申請が無い場合は、未加入あつかいになりますのでご注意ください。

有効期間は？

有効期間は、登録申請日からその年の12月31日までです。
ただし、年度が変わってもすぐにクラブ更新が出来ない場合を考慮して、前年度に加盟実績のあるクラブは、新年度の3月31日まで猶予有効期間を設けています。

ライセンス未所持者も加入できますか？

はい、出来ます。
加盟クラブに所属するクラブ員であれば加入できます。ただし、四輪運転免許証所持者に限ります。その場合の加入証明は、運転免許証をコピーして、その裏面に「JMRC中部登録クラブ印」を捺してください。

いつでも登録できるのですか？

はい、出来ます。
年度登録、追加登録する場合は、郵送して登録してください。
緊急を要する場合は、例外的処置として、前日の24時までにFAX登録も可能です。もちろん、後日正式書類を郵送してください。

競技会での加入証明は？

参加申込書に「JMRC中部登録クラブ印」が捺してあれば「加入証明」になります。
また、競技会で参加受付確認時に「ライセンス裏面」に捺してあるかどうかもチエックします。将来的には皆さんに会員証を発行する予定です。

更新中でクラブ印がまだ無いのですが？

年度更新の手続き中などで「JMRC中部登録クラブ印」が無い場合は、新ライセンスと「クラブ印の有る旧ライセンス」の両方を提示してください。
この方法は、3月31日までの参加申込や競技会に参加をする場合に有効ですが、4月の競技会参加時に、新ライセンスに「クラブ印」が無いとNGになります。

クラブ員登録申請書は？

既存の物でしたらJMRC中部のホームページに有ります。
必要事項が記載して有れば自作の物でも構いません。

ＪＭＲＣ共同共済規程

本規定はＪＭＲＣ全国協議会会則に基づき本規定を定める。

第１条　　（名　　称）

本会は、ＪＭＲＣ共同共済会と称する。

第２条　　（目　　的）

本会は、ＪＭＲＣ全国協議会の専門委員会として全国各ＪＭＲＣ共済会との連絡・調整・融和・相互扶助を図り、ＪＡＦモータースポーツ機構との関連のもとに、我が国のモータースポーツの振興に寄与することを目的とする。

第３条　　（会　　員）

本会は、全国各ＪＭＲＣを会員とする。

なお、会員とは、ＪＭＲＣ全国協議会会則、第３条に定められた会員とする。

第４条　　（事務局の所在地）

東京都に置く。

第５条　　（財　　源）

本会の財源は、第３条に定める会員による預かり金、会費、補助金、寄付金及び、その他の収入（利子を含む）による。

第６条　　（預かり金）

預かり金の額、及びこれに関するその他の項目は、ＪＭＲＣ共同共済細則によって定める。

第７条　　（運　営　費）

本会の運営に関わる経費は、第５条より負担する。

第８条　　（入会及び継続）

入会は、本会加盟申請届と預かり金を、本会宛に提出した事により入会とする。

また、会員から文書でもって退会の申出がない場合は自動的に継続される。

１．預かり金は、第１３条により退会される場合には返還されるが、その時点にて、退会する会員に債務がある場合、それらを精算して利息をつけずに返還される。（年度内の退会は出来ない。）

第９条　　（会員の義務）

会員は、分担金を負担する義務を要する。

１．分担金は第１１条による支払いが生じた時、前年度末のＪＡＦライセンス所持者全員を分母とし、各会員の前年度末のＪＡＦライセス所持者数の構成比でもって按分しそのつど給付金を分担するものとする。

第１０条　（役　　員）

本会は、委員長、副委員長、委員、監査により構成される。

１．委員長は、本会の代表とする。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不測の事態が有る時はその職務を代行する。

２．委員の選任はＪＭＲＣ全国協議会会則、第１９条による。

３．各役員の任期は、毎年１月１日もしくは選任された日からその年の１２月３１日までとする。

第１１条　（活　　動）

本会は、第２条の目的を達成する為に、次に挙げる活動を行う。

１．相互扶助に関する事項

本会会員に所属する共済加入者が①、②に参加し、死亡（不具廃疾）、事故（社会的地位を脅かされた場合を含む）に対して各会員が給付金を支払う場

合、分担金によって、これを別に定める細則に従い支払う。

① ＪＡＦ公認競技会（スピード行事公認コース使用の届出クローズド競技を含む)。

②

1)スピード行事の全日本選手権、ＪＡＦカップ、全国オールスター、東日本・西日本フェスティバルの当該オーガナイザーが競技会の為に実施される、練習会、テストラン。

2)ラリー競技会の公式レッキ（オフィシャルのコース管理下に於いて行われるレッキで、公式タイムスケジュールに記載されたもの。）

3)全国運営委員長会議で決定された、全国規模のＪＡＦ公認競技会。

第１２条　（会　　議）

本会は、下記により会議をもって運営する。

１．会議は役員定例会議を原則として年１回以上開催し、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

２．会議は委員長が招集し．議長となる。

３．議決は会員の３分の２以上（委任状出席も含む）が出席し、出席者（議決権は各ＪＭＲＣを１票とする）の３分の２以上の同意をもって決定する。

第１３条　（退　　会）

１．会員のＪＭＲＣが解散した時。

２．会員が文書でもって、本会に退会届を提出し本会によって審議され、ＪＭＲＣ全国協議会会則、第１章、第５条により決定された時。

第１４条　（会員資格の取消と除名）

本会はいかなる場合も本規程に反し、本会が不利益を受けた場合、会員資格の取消あるいは除名の妥当性について審議し、ＪＭＲＣ全国協議会会則、第１章第６条に上申する権限を保有する。

第１５条　（規定の変更）

本規定の変更は、規定第１２条の会議において審議され、その出席者の３分の２以上の同意を得た場合、ＪＭＲＣ全国協議会会則、第４章、第１８条に上申する事が出来る。

第１６条　（細　　則）

本規定に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則をＪＭＲＣ全国協議会会則、第４章、第１８条により、別に定める。

第１７条　（解散及び残金財産の処分）

本会は、規定第１２条の会議において解散及び解散の時に在する残金財産の処分について審議し、ＪＭＲＣ全国協議会会則、第４章、第１８条に上申する事が出来る。

第１８条　（本会の年度）

本会は、１月１日より１２月３１日までを一期とする。

１９９６年１１月　１日　制定適用
１９９７年　１月　１日　　施行
２０００年　１月　１日　改定施行
２００６年　１月　１日　改定施行
２００９年　６月　１日　改定施行

以上

ＪＭＲＣ共同共済細則

本会は、ＪＭＲＣ共同共済会規定（以下規定）に基づき細則を定める。

第１条　（預かり金）

預かり金の額は１会員につき、金１，２５０，０００円とする。

第２条　（給付金細則）

１．規定第１１条における、給付金最高限度額は同一年度内で給付対象者１名に付１，０００万円とする。同一年度内とは、対象者が各会員の共済会に加入した年の１月１日、もしくは加入時よりその年の１２月３１日までとする。

２．給付金の金額は、規定第１２条に定める会議でＪＭＲＣ共同共済細則（以　下細則）第４条に基づき決定する。

３．対象範囲は、規定第１１条による。但し、②③に於いては、該当日の１週間前迄に、会員事務局より、本共済事務局に内容及びタイムスケジュールを通知し、承認を受けなければ成らない。

４．第２条―３以外の催事、行事（走行会、講習会、練習会等）における事故は給付金の対象範囲としない。但し、全国協議会において事例に応じて検討し、見舞金を支払う場合がある。

第３条　（給付金請求の方法）

１．給付金の請求は、別に定める書式によって、対象者が所属クラブを通じ当該主催クラブの証明を添え当該会員より本会に提出される。
（事故発生後９０日以内に｛共同共済給付金申請書｝が提出されたものに限る。第４条3.は、この限りではない。）

２．給付金の請求に関して、細則第５条－２により仮払いの請求ができる。

第４条　（給付金区分）

１．別表１に定められ、そのつど本会で審議され決議される。

２．別表１に定められている項目に複数該当する場合には、最上位を適用する。

３．社会的地位を脅かされた場合（モータースポーツ界が不利益を被るおそれが有る時）本会の審議により決議される。

４．別表１に示されない障害（５０％未満）については、本会は支払わないものとする。

第５条　（給付金支払い及び給付金仮払い）

１．別表１に定められる給付金区分１－１に於いては、会員より請求があり給付決定後、速やかに会員に支払われる。

２．別表１に定められる給付金区分１－２及び、給付金区分２から給付金区分６のいずれかに、明らかに認定される場合には、会員は仮払い請求をすることができる。

３．対象者の給付金区分の認定は、当該事故後１８０日をもって本会で決議され、認定された給付金区分に該当する給付金が支払われるものとする。

４．対象者の給付金区分の認定が、当該事故後１８０日をもっても決議できない場合は、最終決議を当該事故後３００日とする。

第６条　（運営上の細則）

１．本会運営については、預かり金の利息で運営するものとする。但し、不足が出る場合、規定第１２条にて決定する。

２．規定第１２条（２）の事項の場合は、会議費用は等分され会費にて各会員の共済会が負担するものとする。
３．本会を代表して他の団体に出席の場合、経費は本会がもつものとする。

１９９６年１１月１　日　制定適用
１９９７年　１月　１日　　施行
１９９８年　１月　１日　改定施行
１９９９年　６月２２日　　訂補
２０００年　１月　１日　改定施行
２００１年　１月　１日　改定施行
２００６年　１月　１日　改定施行
２００９年　６月　１日　改定施行

以　　上

別表１（給付区分表）

給付金区分－１・・・・１００％
１）死亡
２）当該する事故を原因として９０日以内に死亡したもの

給付金区分－２・・・・１００％
１）両眼が失明したもの
２）咀嚼及び言語の機能を廃したもの
３）神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
５）両上肢をひじ関節以上で失ったもの
６）両上肢の用を全廃したもの
７）両下肢をひざ関節以上で失ったもの
８）両下肢の用を全廃したもの
９）その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないもの

給付金区分－３・・・・８０％
１）１眼が失明したもの
２）両眼の視力が０．０２以下になったもの
３）神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
５）両上肢を腕関節以上で失ったもの
６）両下肢を足関節以上で失ったもの
７）両耳の聴力を全く失ったもの

給付金区分－４・・・・７０％
１）咀嚼又は言語の機能を廃したもの
２）神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
３）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
４）両手の手指の全部を失ったもの

給付金区分－５・・・・６０％
１）両眼の視力が０．０６以下になったもの
２）咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
３）１上肢をひじ関節以上で失ったもの
４）１下肢をひざ関節以上で失ったもの
５）両手の手指の全部の用を廃したもの
６）両足をスリフラン関節以上で失ったもの

給付金区分－６・・・・５０％
１）神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
２）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
３）１上肢を腕関節以上で失ったもの
４）１下肢を足関節以上で失ったもの
５）１上肢の用を全廃したもの
６）１下肢の用を全廃したもの
７）両足の足指の全部を失ったもの

２０００年1月1日　施行
以上

ＪＭＲＣ中部ラリー互助会　《規約》

第１条　目的

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下ＪＭＲＣ中部という）はラリー競技会の振興を図るため、相互扶助制度を設ける。

第２条　名称

ＪＭＲＣ中部ラリー互助会（以下互助会という）とする。

第３条　対象者

ラリー競技会に参加するドライバーが、ＪＭＲＣ中部に加盟するクラブの所属員であること。必ず、ＪＭＲＣ中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されていること。

第４条　互助会への加入

各自、互助会申し込み専用の振込用紙にて５，０００円の会費（１大会毎の掛け捨て）を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

第５条　適用イベント

ＪＡＦ中部近畿ラリー選手権およびJMRC 中部が認めた競技会に適用する。

第６条　補償内容（対人）

当該ラリー競技中（レッキを含む）に発生した、ドライバー本人が加害者となる対人身事故（死亡・重度障害）に対して、１事故５００万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、保険および共済会との重複給付は行わない。

第７条　補償内容（対物）

当該ラリー競技のＳＳ中に発生した、ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、１事故２００万円（免責１０万円）を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。

第８条　事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後３０日以内に行うこと。事故報告書（発生時の現場詳細図および発生状況説明書）をＪＭＲＣ中部に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、所属クラブ員が行うこと。

第９条　給付

事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の承認を得て給付されるものとする。

第１０条　施行

２０１２年3月6日より施行する。

２０１２年1月7日　制定

資　料

■２０１３年度ＪＭＲＣ中部加盟・クラブ団体数　　２０１３年１２月現在

	公認クラブ	加盟クラブ	準加盟クラブ	承認クラブ	合　　計
富山支部		４	６	２	１２
石川支部		７	５		１２
福井支部		１	３		４
岐阜支部		６	５	３	１４
静岡支部		４	１１		１５
愛知支部	１	１８	２７	１１	５７
三重支部	１	３	５	２	１１
合　　計	２	４３	６２	１８	１２５

■ＪＭＲＣ中部共済会

共済会年度別加入者数	
１９９３年	１０,０７３
１９９４年	９,４６２
１９９５年	８,５４７
１９９６年	２,８４０
１９９７年	４,７４８
１９９８年	４,０５９
１９９９年	４,７３７
２０００年	４,５３８
２００１年	４,３１７
２００２年	４,１８６
２００３年	３,６０７
２００４年	２,９０９
２００５年	２,７８７
２００６年	３,２６０
２００７年	２,８０３
２００８年	３,００２
２００９年	２,８６８
２０１０年	２,７１５
２０１１年	２,５６９
２０１２年	２,５１５
２０１３年	２,４９９

■中部地区許可証発行数

許可証所持者数	
１９９３年	
１９９４年	
１９９５年	８,４１８
１９９６年	８,２１３
１９９７年	７,８９６
１９９８年	７,５４７
１９９９年	７,５０５
２０００年	７,２４３
２００１年	７,０９９
２００２年	７,０９２
２００３年	７,０３３
２００４年	７,０８５
２００５年	６,７３０
２００６年	６,２５０
２００７年	５,９３０
２００８年	７,００７
２００９年	７,００７
２０１０年	６,８７９
２０１１年	６,７３２
２０１２年	６,８１６
２０１３年	７,１１５

2013年度　JMRC中部　加盟クラブ名簿

富山支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-16002	AND	成瀬　克巳	939-1542	富山県南砺市梅ヶ島250		0763-32-7052	
2-16003	BIGVAN	芳田　浩二	939-8003	富山県富山市西公文名町3-18		076-422-2697	http://www.ctt.ne.jp/~body/bigvan1.html
2-16004	TEAM ABC	塩岡　雅敏	930-0982	富山県富山市荒川1-2-18		076-431-3674	
2-16010	TOMBO	板坂　尚孝	939-8183	富山県富山市小中407	小杉建設内	076-429-0419	
3-16022	MSC-WAGO	村井　勝	930-2243	富山県富山市四方荒屋1453-1		076-435-2673	http://msc-wago.hp.infoseek.co.jp/index.html
3-16030	TCNC	喜田　伸一	930-0985	富山県富山市田中町4-9-20	コーポ小西3-201	076-441-0167	http://www11.ocn.ne.jp/~fes/index.htm
3-16031	PROJECT K	吉村　祐司	9200816	石川県金沢市山の上町38-10		090-7088-4883	http://pr-k.com/link.html
3-16032	Team Abroad	松本　秀樹	939-1665	富山県南砺市小山108		0763-52-3349	
3-16034	CAT	山岡　昇	932-0231	富山県南砺市山見1205		0763-82-0845	
4-16001	BOMB	辺城　拓郎	930-0826	富山県富山市上庄町2		076-451-5258	
4-16002	EMOTION	渋谷　達也	934-0042	富山県射水市作道691-6		0766-84-1214	
4-16003	BERN	大指　洋	933-0105	富山県高岡市伏木錦町14-18		0766-44-7235	

石川支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-17001	IRC	市川　大輔	920-0057	石川県金沢市桜田町3-29	サーパス桜田町二番館605号	076-232-0779	http://blog.so-net.ne.jp/d-ichi_irc/
2-17002	R-8石川	見沢　宏徳	921-8813	石川県野々市市下林1丁目388		076-248-8133	http://motor.geocities.jp/fsdpn318/
2-17003	MRT-金沢	大弥　保憲	924-0862	石川県白山市安田町35-1		076-204-6860	http://www.mrt-k.jp/
2-17008	KRM	中田　利明	920-0064	石川県金沢市南新保ロ-43	小西タイヤサービス内	076-237-4727	
2-17009	BELL	石原　桂司	921-8061	石川県金沢市森戸1-69-1	(株)アイエーテック内	076-240-8884	
2-17011	Three-R	福田　淳三	924-0821	石川県白山市木津町1061		076-276-5650	
2-17016	MSC MONZEN	新木　正	927-2165	石川県輪島市門前町黒島町ロの100		0768-42-2025	
3-17018	IMSC	吉本　紀隆	920-0164	石川県金沢市堅田町甲43-15		076-258-4531	
3-17021	TOLAP	門田　茂	921-8805	石川県野々市市稲荷2-75		076-294-3641	
3-17024	BNS	松田　義則	921-8024	石川県金沢市白菊町16-1	コープ　オリンピア白菊　101	076-257-5136	
3-17027	TTAS	若林　浩二	921-8802	石川県野々市市押野5-224		076-294-4775	
3-17028	Team ATT'S	舩塚　仁嗣	929-1721	石川県鹿島郡中能登町井田86-64		0767-76-1401	kouji8080nanao@yahoo.co.jp

福井支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-18001	URARA	山田　哲次	910-4127	福井県あわら市西温泉2-707-2		0776-78-5821	
3-18011	I・S・S	山田　岳志	910-2163	福井県福井市栃泉町32-6. 5		0776-41-0175	http://www.mitene.or.jp/~red-m/iss/
3-18012	TEAM B&B	竹中　耕一	914-0146	福井県敦賀市金山68-5-3		0770-22-4201	
3-18015	Duck bill	鳥居　昭夫	919-1314	福井県三方上中郡若狭町能登野33-16-2		0770-45-1741	

岐阜支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-21002	CCST	村瀬　秋男	509-5142	岐阜県土岐市泉町久尻1417-47		0572-55-5201	
2-21003	RTN	柳原　勝巳	500-8244	岐阜県岐阜市細畑塚浦29-1		058-248-6465	http://www5a.biglobe.ne.jp/~takapro/
2-21016	CMSC岐阜	澤田　幸良	503-0816	岐阜県大垣市小泉町297		0584-81-1241	http://www.ralliart.co.jp/cmsc/list.html
2-21019	FORMULA	小川　国大	504-0011	岐阜県各務原市那加北洞町2-150-2	モンテカルロ内	0583-89-1505	
2-21023	ARCN	杉本　達哉	465-0068	愛知県名古屋市名東区牧の里3-401	高針住宅3棟305号	052-702-6951	
2-21024	Pleasure	石井　公久	503-0836	岐阜県大垣市大井4-44-1	プレジャーレーシングサービス内	0584-87-0687	http://pmsc.prs.jp/
3-21004	TKR	河合　久良	501-6322	岐阜県羽島市桑原町前野1237-2		058-398-8902	
3-21010	ROD	山田　光男	508-0003	岐阜県中津川市中一色町2-12		0573-66-2892	
3-21055	Mac Sport	河合　正好	501-6017	岐阜県羽島郡岐南町徳田西3-97-1	ガレージマック	058-276-9045	http://www.jyuichiya.com/mac/
3-21056	RC-G	伊藤　清隆	503-0211	岐阜県安八郡輪之内町福東新田166-1	真心多聞内	0584-69-2156	http://rc-g.hp.infoseek.co.jp
3-21057	まんさく	井上　尚志	504-0852	岐阜県各務原市蘇原古市場町1丁目7	まんさく自動車	058-380-5461	http://www.mansaku.jp/
4-21001	ATTACK	尾藤　公紀	501-4614	岐阜県郡上市大和町島5901-1		0575-88-3261	
4-21002	SP-R	季羽　史子	503-2205	岐阜県大垣市神明1-16-7		0584-71-5034	
4-21003	T-SAKURA	三村　太一	503-0014	岐阜県大垣市領家町1-88-1	ボナール203	090-3558-7936	

静岡支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-22011	SHERATON	三浦　悦子	432-8033	静岡県浜松市中区海老塚2-25-36		053-455-3577	
2-22028	TEAM SCALAR	池谷　哲志	433-8108	静岡県浜松市北区根洗町198-2	イケヤボディサービス	053-437-9010	
2-22031	AZUR-RS	川村　徹	417-0061	静岡県富士市伝法946-16	アジュール内	0545-71-9575	http://www.es-azur.com/
2-22033	R&R	坂井　浩二	438-0017	静岡県磐田市安久路2-24-5		0538-36-3049	
3-22001	MSC-G	鈴木　功人	434-0044	静岡県浜松市浜北区内野3058		053-586-8257	
3-22049	BMSC	加藤　勝裕	427-0043	静岡県島田市中溝4-9-7		0547-36-1839	
3-22062	VENTO'S	加茂　博昭	432-8006	静岡県浜松市西区大久保町5347	カムガレージ内　チームヴェントス	053-482-0082	http://www.kaem-garage.com
3-22066	CMSC浜松	荒津　啓司	441-8124	愛知県豊橋市野依町字西川49		0532-25-4196	http://www.ralliart.co.jp/cmsc/list.html
3-22084	HOLLY HOCK	畠沢　良之	420-0881	静岡県静岡市葵区北安東5-25-15	チュリス北安東403号室	054-248-1663	
3-22086	UNICORN	石澤　仁敏	425-0088	静岡県焼津市大覚寺1-10-1		054-628-1608	
3-22089	ALL-ROUND	山田　尚之	430-0853	静岡県浜松市三島町1510-2		053-489-4141	
3-22090	ENKEI	鈴木　巌	433-8105	静岡県浜松市北区三方原町296		053-436-1865	
3-22091	TAKE'S	鎌野　賢志	410-1126	静岡県裾野市桃園27	(有)テイクス	0559-93-9815	http://www.taem-takes.com
3-22092	EATH	落合　啓司	435-0055	静岡県浜松市中区十軒町276-1	ムーンリバーサイド202号	053-468-2183	
3-22094	M-I	前島　孝光	432-8012	静岡県浜松市中区布橋2-9-2		053-473-4342	

愛知支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
1-23001	NRC	後藤　康次	463-0065	愛知県名古屋市守山区廿軒家14-40	きとうクリニック内　NRC事務局	052-792-2031	http://www.nrc-g.com/
2-23002	AASC	志垣　満	465-0092	愛知県名古屋市名東区社台1-63-1		052-776-7278	
2-23008	FASC	嶽下　宗男	470-0331	愛知県豊田市平戸橋町永和8-32		0565-42-4162	http://www.fasc.jp/
2-23011	MASC	船木　一祥	480-1103	愛知県長久手市琵琶ヶ池20-1	(株)LUCK内	0561-63-0101	http://homepage3.nifty.com/masc/
2-23014	TSR.C	増田　　啓一	492-8412	愛知県稲沢市大矢町高松38-1	オリエンタル406号	0587-36-4973	http://homepage3.nifty.com/km-tsrc/TSRC.htm
2-23017	SHIROKIYA	鈴木　眞由美	470-2105	愛知県知多郡東浦町藤江奥蕨50-7		0562-84-6073	http://www.srs-works.co.jp/motorsport.htm
2-23024	K-oneR	竹谷　一徳	456-0032	愛知県名古屋市熱田区三本松町2-18	㈱共栄タイヤサービス内	052-871-2055	http://www.k-one.to/
2-23029	LIMIT	木村　政伸	457-0051	愛知県名古屋市南区笠寺町上新町47		052-821-4288	
2-23030	PORT.T	小林　均	441-8019	愛知県豊橋市花田町斉藤62		0532-31-3959	
2-23035	SHALET	河田　富美男	504-0926	岐阜県各務原市上中屋町3-283		058-383-7849	
2-23036	ARC	倉知　勝美	472-0011	愛知県知立市八ツ田町門前6番地1	(有)カーアイランド	0566-82-3535	
2-23041	ZEST	坂　　和磨	444-0902	愛知県岡崎市舳越町字西沖4番地2	シンフォニア岡崎西807号室	0566-32-8850	
2-23052	LUCK SPORT	村木　佐千子	480-1103	愛知県長久手市岩作琵琶ヶ池20-1	(株)ラック内	0561-63-0101	http://homepage3.nifty.com/lucksport/
2-23056	SOMOS	松下　和樹	463-0023	愛知県名古屋市守山区今尻町1306	ソモス株式会社内	052-798-5621	http://www.somos.jp
2-23059	PALM TOWN	岩月　邦博	446-0007	愛知県安城市東栄町2-7-13		0566-98-1961	http://602.co.jp/PTG/member.htm
2-23061	DART	伊藤　英功	457-0065	愛知県名古屋市南区元鳴尾町391-2		052-811-4719	http://dart2001.hp.infoseek.co.jp/index1.htm#TOP
2-23068	CTRC	森本　守孝	479-0807	愛知県常滑市小鈴谷字赤松26		0569-37-0363	
2-23081	RST	武田　浩美	470-0125	愛知県日進市赤池5-1405	(有)アールエスタケダ	052-802-0647	http://www.rstakeda.com
2-23082	LOSE DOGS	武田　節生	446-0007	愛知県安城市東栄町6-2-26	(有)ルーズドッグ	0566-98-8772	http://www.losedogs.com/
3-23023	T-AIHO	木下　利恵	442-0006	愛知県豊川市三蔵子町西浦25-2		0533-83-3692	
3-23036	KUNIMORI	吉村　孝文	444-0325	愛知県西尾市楠村町野中5-7		0563-59-0951	
3-23038	TEM-R	冨永　英己	444-0126	愛知県額田郡幸田町大字桐山字立岩1-100	オートスポーツウッドペッカー	0564-62-7572	
3-23066	ATHLETE	大橋　昌樹	468-0053	愛知県名古屋市天白区植田南2-602	(有)コスモス	052-802-1199	
3-23089	R.M.A	中野　政司	475-0073	愛知県半田市美原町2-175-3		0569-28-0418	http://www.hm2.aitai.ne.jp/~m-four/
3-23092	Y.T.M.S.C	大岡　修	444-0064	愛知県岡崎市城北町7－1	大岡鈑金	0564-58-8744	
3-23098	CRUISER'S	渡邊　和男	446-0071	愛知県安城市今池町3-2-51	ガーデンヒルズ今池　508号	0566-97-3669	
3-23104	T.W.O.T	長坂　敏彦	446-0032	愛知県安城市御幸本町4-2-601			
3-23116	G.C.R.T	栗本　利也	491-0827	愛知県一宮市三ツ井4-9-23	ガレージ　クロノス	0586-81-2588	http://www.autorimessa.jp
3-23141	H.S	堀江　真徳	441-3212	愛知県豊橋市東赤沢町坪ノ谷684		0532-23-3824	
3-23150	T.E..S	杉浦　利明	471-0843	愛知県豊田市清水町1-48	久興自動車	0565-28-3580	
3-23158	RUNABOUT	小川　浩幸	484-0902	愛知県犬山市字追分91-5	(有)小川自動車整備工場内　RUNABOUT事務局	0568-67-0602	http://runabout.cranky.jp/
3-23200	Team RS	六車　健	4701214	愛知県豊田市福受町下ノ切6-1	サープラスワン門池I　105		
3-23202	DMSC	原　裕樹	4570819	愛知県名古屋市南区滝春町10-3		052-612-6111	http://www.geocities.jp/dmsc.1962/
3-23204	Team AI-A	冨川　典一	445-0004	愛知県西尾市西浅井町コウノス1-33	アイシンエーアイ(株)営業部	0563-52-3487	http://www.aisin-ai.co.jp/
3-23010	ADJUST	成田　綾子	457-0055	愛知県名古屋市南区星宮町220番地		052-824-8577	
3-23240	ARRANGE	友利　浩之	491-0063	愛知県一宮市常願通7-7-1.8-1	オートスポーツアレンジ	0586-26-3455	
3-23243	PRO.T	西　　真澄	485-0054	愛知県小牧市多気西町90	(株)東海自動車内	0568-68-8593	
3-23248	1ST PRIZE	高橋　悟志	444-2137	愛知県岡崎市藪田1-3-2		0564-24-3167	
3-23250	MIDRESS	水野　誓也	471-0853	愛知県豊田市細谷町7-19　ネッツトヨタ中部㈱	カスタマイズ工房midress	0565-25-3051	http://netzchubu.co.jp/midress/

愛知支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
3-23252	T-URGENT	加藤　健二	459-8001	愛知県名古屋市緑区大高町字一番割69	ガレージ　アージェント	052-624-0270	http://www.garage-urgent.com/top/top_frame.html
3-23255	MSC豊橋	吉村　潤史	441-8077	愛知県豊橋市神野新田町ヘノ割37-1	オートプロデュースゼスト内	0532-34-4377	
3-23256	CMSC愛知	小玉　憲司	4520822	愛知県名古屋市西区中小田井4-395		0587-21-8281	http://www.ralliart.co.jp/cmsc/list.html
3-23257	KRP	久田　哲史	445-0013	愛知県西尾市貝吹町油ノ木43		0563-52-1735	
3-23260	M-ARTS	大須賀　義外	471-0853	愛知県豊田市細谷町1-1-1	エムアーツ内	0565-74-1470	
3-23262	T.T.G	寺田　伸	474-0052	愛知県大府市長草町車池16-229	オートショップTガレージ	0562-48-4745	http://www.geocities.jp/autoshop_t_garage/
3-23265	TEAM-TASC	藤綱　和敏	471-0063	愛知県豊田市京町4-9-3	グローリアス豊田梅坪東第2 501	0565-31-6351	
4-23001	SEKITO	中西　正吉	441-0105	愛知県豊川市伊奈町北村205		0533-72-6798	
4-23002	PROFIT	杉浦　隆伸	473-0933	愛知県豊田市高岡町東川11-1	PROFIT　SPORTS	0565-51-1151	
4-23003	MSCA	中島　孝恭	923-0964	石川県小松市今江町1-56-7	ドゥハウス305	0761-41-5514	http://msc.ability.googlepages.com/
4-23004	SCC	栗本　忠行	496-0014	愛知県津島市金柳町神様田226	ガレージコルサ	0567-32-3358	
4-23005	LOCK ON！	山田　拓	453-0866	愛知県名古屋市中村区横井1-283		052-412-6322	
4-23006	P.K.	安井　忠史	444-2115	愛知県岡崎市百々町四ッ谷52-3		0564-73-2748	
4-23007	TDM	椿山　賢	455-0015	愛知県名古屋市港区港栄2-1-3	ライオンズマンション港栄702	052-654-8261	
4-23008	PTA	野中　俊哉	470-0126	愛知県日進市赤池町西組56-1		052-800-5002	
4-23009	ACCEL	中村　英一	489-0983	愛知県瀬戸市苗場町144-44		0561-42-4826	
4-23010	nuac	坂上　久記	464-0825	愛知県名古屋市千種区西崎町2-38	コートウエスト106	090-6289-8365	
4-23011	DOSS新城	藤本　忍	441-1345	愛知県新城市豊島字馬渡13		0536-22-4336	http://doss.shinshiro.ne.jp

三重支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
1-24001	SMSC	岡野　勝仁	510-0295	三重県鈴鹿市稲生町7992	㈱モビリティランド鈴鹿サーキット	059-378-3405	http://www.mobilityland.co.jp/suzuka/
2-24007	TTR.M	渡辺　徹	515-0317	三重県多気郡明和町池村1372		0596-52-0099	
2-24024	ON！	竜田　健	513-0041	三重県鈴鹿市長太新町4-2-36	スタッフオン合資会社	059-385-4019	http://www.staff-on.com/
2-24026	PADDOCK	三村　和武	510-0001	三重県四日市市八田3-2-9	サンガレージ	059-363-5356	http://www.sungarage.co.jp/
3-24031	A.R.F	阿師村　俊次	510-8027	三重県四日市市茂福320		0593-65-4034	
3-24063	yohkai	清本　享志	512-8065	三重県四日市市千代田町493-2		059-325-6283	
3-24064	ANTELOPE	門田　忠純	511-0939	三重県桑名市坂井912-20	シンフォニー102	0595-98-4900	
3-24066	JOY	坂口　嘉朋	514-2204	三重県津市芸濃町雲林院1012-3	坂口自動車整備工場	059-265-3070	
3-24067	TSY	駒田　竜司	510-0318	三重県津市河芸町杜の街2-30-6		059-212-0116	
3-24070	CS.LEMAN	東　毅	514-0102	三重県津市栗真町屋町945-51	カーショップ　ル・マン	059-232-1787	http://motor.geocities.jp/mihamaleman
4-24001	HRS	榎本　利弘	510-0201	三重県鈴鹿市住吉町西石の森6726-101	ﾋｵｷ住吉倉庫1-1　ﾁｰﾑﾊﾔﾏ内		

JMRC中部選手権戦　歴代チャンピオン

■チャンピオンシリーズ

		ドライバー部門	ナビゲータ部門
2000年	Aクラス	藤田　哲也	鹿肝　利明
	Bクラス	小中　利市	本道　治成
	Cクラス	川田　三千彦	落合　光
2001年	Aクラス	杉山　昇	北田　稔
	Bクラス	山口　清司	内野　稔秀
	Cクラス	徳能　大輔	池田　稔
2002年	Aクラス	藤田　哲也	鹿肝　利明
	Bクラス	天野　智之	井上　裕紀子
	Cクラス	萩沢　克己	棚木　宏幸
2003年	Aクラス	不成立	不成立
	Bクラス	高橋　悟志	大串　仁之
	Cクラス	田口　慎二	奥村　久継
2004年	Aクラス	不成立	不成立
	Bクラス	広上　徹	佐々木　翔
	Cクラス	平林　織部	田中　久夫
2005年	Aクラス	不成立	不成立
	Bクラス	今井　康博	大串　仁之
	Cクラス	小川　博史	森脇　克也
2006年			
2007年	Aクラス	明治　慎太郎	足立　さやか
	Bクラス	板本　敬二	佐々木　翔
	Cクラス	香川　秀樹	船木　一祥
	Dクラス	大倉　聡	保井　隆宏
2008年	Aクラス	里　貴之	石田　一輝
	Bクラス	板本　敬二	北田　稔
	Cクラス	田邉　亘	黒木　崇史
2009年	Aクラス	岩井　謙治	丹羽　貴裕
	Bクラス	濱井　義郎	鈴木　眞由美
	Cクラス	那須　文章	前田　健吾
2010年	DE4クラス	藤川　勝行	青木　弘之
	DE3クラス	山村　浩三	内田　園美
	DE2クラス	上條　泰	辻　正男
2011年	DE4クラス	宮本　雅彦	青木　弘之
	DE3クラス	岩井　謙治	丹羽　貴裕
	DE2クラス	船木　淳史	神山　佐知子
2012年	DE4クラス	村上　健	鈴木　和人
	DE3クラス	柴田　哲郎	野口　恒太
	DE2クラス	武田　雄一郎	武田　友己
2013年	DE4クラス	宮本　雅彦	杉原　慶彦
	DE3クラス	寺島　信也	関根　慎二
	DE2クラス	西村　修	武田　友由己

■ターマックシリーズ

	ドライバー部門	ナビゲータ部門
2000年	木下　誠一	棚木　宏幸
2001年	小川　博史	御領　親幸
2002年		
Ⅰクラス	山村　浩三	中川　博史
Ⅱクラス	蒲生　裕一	前田　健吾
2003年		
Ⅰクラス	福島　徳也	千葉　聡司
Ⅱクラス	小村　健二	保田　将史
2004年		
Ⅰクラス	高木　大輔	中川　啓介
Ⅱクラス	蒲生　裕一	前田　健吾
2005年		
Ⅰクラス	谷川　慶輔	永田　征秀
Ⅱクラス	田口　伸	伊藤　順子
2006年		
Ⅰクラス	藤田　哲也	坂本　啓二
Ⅱクラス	木田　拓也	坂口　進
2007年	田中　健三	小川　博史

■チャレンジシリーズ

	ドライバー部門	ナビゲータ部門
2010年	假屋　優	大橋　智樹
2011年	内田　園美	池嶋　賢
2012年	坂井　智幸	田所　譲
2013年	辻　寛司	川島　健司

JMRC中部選手権戦　歴代チャンピオン

■ジムカーナ選手権

2000年	L	向井　直美
	A1	梶浦　善孝
	A2	佐野　光之
	A3	深谷　宏幸
	A4	中農　久弥
	C1	関　　和基
	C2	鈴木　祐美子
	D	川村　徹
2001年	L	向井　直美
	A1	朝山　崇
	A2	樫山　慶
	A3	大石　博之
	A4	岡部　隆市
	C1	庄谷　博明
	C2	野口　善二
	D	川村　徹
2002年	L	石崎　奈美
	A1	緒方　崇之
	A2	樫山　慶
	A3	大石　博之
	A4	岡部　隆一
	C1	ヒロショウヤ
	C2	不成立
	D	村上　仁
2003年	L	谷口　治子
	N1	小嶋　修
	N2	加藤　秀彰
	N3	阿部　洋一
	N4	林　　智博
	S1	稲垣　守
	S2	大石　博之
	S3	桃井　守
	D	五十嵐　豊光
2004年	L	奈良橋　成美
	N1	今村　隆昭
	N2	佐野　光之
	N3	森嶋　昭時
	N4	林　　智博
	SA1	稲垣　守
	SA2	奥村　和也
	SA3	鳥居　孝成
	D	川村　徹
2005年	L	奈良橋　成美
	N1	朝山　崇
	N2	大須賀　義外
	N3	小松　満明
	N4	岡部　隆市
	SA1	黒谷　尚純
	SA2	大石　博之
	SA3	谷津　治子
	D	川村　徹
2006年	L	津川　真由美
	S1500	季羽　史子
	N1	今村　隆昭
	N2	樫山　慶
	N3	上本　昌彦
	N4	中農　久弥
	SA1	三宅　孝彦
	SA2	奥村　和也
	SA3	大橋　渡
	D	川村　徹

■ダートトライアル選手権

2000年	L	栗本　佐登美
	A1	水谷　元勅
	A2	藤井　智行
	A3	高木　勝人
	A4	櫛田　正文
	C1	村瀬　秋男
	C2	太田　雅文
	C3	三枝　重光
	D	岩月　義人
2001年	L	宮島　みどり
	A1	堀内　隆
	A2	古本　順郎
	A3	澤田　恭昌
	A4	伊藤　祥充
	C1	平原　祐一郎
	C2	鈴木　洋考
	C3	和田　淳二
	D	山口　幸男
2002年	L	宮島　みどり
	A1	押尾　明
	A2	土屋　勝平
	A3	和田　淳二
	A4	西村　浩一
	C1	平原　祐一郎
	C2	堀江　真徳
	C3	小柳　信久
	D	栗本　利也
2003年	L	宮島　みどり
	N1	押尾　明
	N2	中島　孝恭
	N3	篠原　高広
	N4	北村　和浩
	SA・SC1	山崎　利博
	SA・SC2	村瀬　秋男
	SA・SC3	櫛田　正文
	D	山口　幸男
2004年	L	山田　ひとみ
	N1	平原　祐一郎
	N2	藤井　智行
	N3	高木　勝人
	N4	松原　功治
	SC1	中島　孝恭
	SC2	味岡　とどむ
	SC3	櫛田　正文
	D	鳥居　晴彦
2005年	L	渡邊　尚美
	N1	押尾　明
	N2	横内　由充
	N3	廣上　徹
	N4	中村　慶治
	SC1	中島　孝恭
	SC2	船塚　仁嗣
	SC3	伊藤　祥充
	D	小阪　雄一
2006年	L	鎌田　朱美
	S1500	駒形　雄大
	N1	則信　重雄
	N2	横内　由充
	N3	広上　徹
	N4	松原　功治
	SC1	中島　孝泰
	SC2	三輪　智広
	SC3	竹平　素信
	D	山口　幸男

■ジムカーナ選手権

2007年	L	津川　真由美
	S1500	季羽　史子
	N1	土手　啓二朗
	N2	安藤　将志
	N3	安部　洋一
	N4	岡部　隆市
	SA1	山本　伸行
	SA2	森嶋　昭時
	SA3	大橋　渡
	D	川村　徹
2008年	L	奥井　朝子
	S1500	前田　清隆
	N1	土手　啓二朗
	N2	神山　剛
	N3	安部　洋一
	N4	岡部　隆市
	SA1	成瀬　公彦
	SA2	角岡　隆志
	SA3	吉野　正則
	SC･D	川村　徹
2009年	L	奥井　朝子
	S1500	季羽　史子
	N1	土手　啓二朗
	N2	榎本　利弘
	N3	安部　洋一
	N4	中農　久弥
	SA1	成瀬　公彦
	SA2	角岡　隆志
	SA3	吉野　正則
	SC･D	川村　徹
2010年	L	谷津　治子
	S1500	鵜飼　洋一
	N1	杉山　幸登
	N2	東山　匡志
	N3	安部　洋一
	N4	佐藤　裕樹
	SA1	山本　誠
	SA2	前島　孝光
	SA3	牧野　タイソン
	SC･D	川村　徹
2011年	L	村里　早織
	S1500	仲川　雅樹
	N1	土手　啓二朗
	N2	東山　匡志
	N3	上本　昌彦
	N4	岡部　隆市
	SA1	渡辺　信吾
	SA2	奥村　和也
	SA3	吉野　正則
	SC･D	川村　徹
2012年	L	森嶋　由紀子
		飯島　かつこ
	S1500	藤原　宏明
	PN1	鵜飼　洋一
	PN2	松本　敏
	PN3	佐藤　維是
	N2	大石　博之
	N3	上本　昌彦
	N4	松尾　勝規
	SA1	速田　憲一
	SA2	奥村　和也
	SA3	山梨　俊二
	SC･D	川村　徹

■ダートトライアル選手権

2007年	L	松下　尚美
	N1	押尾　明
	N2	本道　治成
	N3	前田　蔵人
	N4	大野　純治
	S1	駒形　雄大
	S2	中島　孝恭
	S3	村瀬　秋男
	S4	櫛田　正文
	D	渡辺　徹
2008年	L	宮島　みどり
	N1	福田　貴一
	N2	松下　和樹
	N3	前田　蔵人
	N4	伏見　浩二
	S1	鳥居　晴彦
	S2	中島　孝恭
	S3	池谷　欣是
	S4	西村　浩一
	D	西尾　実
2009年	L	土井　直子
	N1	松下　努
	N2	横井　浩平
	N3	駒田　竜司
	S1	平原　祐一郎
	S2	中島　孝恭
	S3	村瀬　秋男
	S4	櫛田　正文
	D	西尾　実
2010年	L	土井　直子
		宮島　みどり
	N1	山本　悠太
	N2	福田　貴一
	N3	米澤　叔晃
	S1	大西　雅也
	S2	村瀬　秋男
	S3	三枝　重光
	B	菊池　克彦
	D	蓮池　量之
2011年	L	土井　直子
	1	堀江　真徳
	2	大西　雅也
	3	村瀬　秋男
	4	三枝　重光
2012年	L	土井　直子
	1	馬場　基
	2	山本　悠太
	3	村瀬　秋男
	4	堀江　真徳

■ジムカーナ選手権

2013年	L	村里　早織
	S1500	佐藤　巧
	PN1	土手　啓二朗
	PN2	中西　圭祐
	PN3	小川　国大
	PN4	太田　明
	N2	仲川　雅樹
	N3	安部　洋一
	N4	岡部　隆市
	SA1	近藤　瑛貴
	SA2	大須賀　義外
	SC･D	春田　徳生

■ダートトライアル選手権

2013年	L	土井　直子
	1	横内　由充
	2	馬場　基
	3	齊藤　道夫
	4	村瀬　秋男
	5	松原　実

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会

【入会金】　８,０００円

【年会費】

ＪＡＦ登録加盟団体	８５,０００円
ＪＡＦ登録公認クラブ	８５,０００円
ＪＡＦ登録加盟クラブ	４０,０００円
ＪＡＦ登録準加盟クラブ	２０,０００円
ＪＭＲＣ中部承認クラブ	１５,０００円
ＪＭＲＣ中部賛助会員	１００,０００円

【ホームページ広報掲載料】（詳細は“クラブ広報”にて）
会員が特別規則書・練習会・クラブ員募集・その他の広報案内などに利用する場合。
Ａ４サイズ１枚相当・掲載期間１ヶ月　３,０００円

【リンク料金】リンクバナー広告など
商品販売等を目的する会社のホームページ　年間　１０,０００円
会員クラブのホームページ　無料

【ＪＭＲＣ中部公式サイト】
http://www.jmrc-chubu.jp/

以上

２０１３年ＪＭＲＣ中部選手権　表彰者名簿

◇　ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

● S1500 クラス

１	佐藤　巧	M-ARTS
２	柴田　真伸	T.E.S
３	辺城　拓郎	BONB

● ＰＮ１クラス

１	土手　啓二朗	R&R
２	清澤　裕介	BIGVAN
３	西澤　浩光	ALL-ROUND

● ＰＮ２クラス

１	中西　圭祐	FORMULA
２	久保　敦嗣	HRS
３	大仲　敦	M.S.C.A

● ＰＮ３クラス

１	小川　国大	FORMULA
２	深川　敬暢	RST
３	西野　耕司	LOSEDIGS
４	山口　克之	FORMULA
５	星野　潤	TOLAP
６	磯村　良二	SOMOS

● ＰＮ４クラス

１	太田　明	FORMULA
２	前田　好昭	BMSC
３	谷内　広大	TOLAP

● Ｎ２クラス

１	仲川　雅樹	T.E.S
２	榎本　利弘	HRS
３	加藤　秀彰	Pleasure
４	佐野　光之	AZUR-RS
５	水野　俊亮	SCALAR
６	小幡　宏昭	BOMB

● Ｎ３クラス

１	安部　洋一	T.E.S
２	青木　順一	T.T.G
３	平野　聡	Pleasure
４	菅野　秀昭	R&R
５	寺嶋　貴洋	Team　RS
６	水谷　政博	T-URGENT

● Ｎ４クラス

１	岡部　隆市	NRC
２	山田　拓	LOCK ON!
３	松尾　勝規	KUNIMORI

● ＳＡ1クラス

１	近藤　瑛貴	KRM
２	横山　和彦	DMSC
３	渡辺　信吾	DMSC

● ＳＡ２クラス

１	大須賀　義外	M-ARTS
２	小澤　忠司	T.E.S
３	前島　孝光	M-I
４	大石　博之	ALL-ROUND
５	速田　憲一	TORAP
６	鈴木　章司	Vento's

● ＳＣ･Ｄクラス

１	春田　徳生	FORMULA
２	佐藤　宗嗣	T.WOT
３	杏子	AZUR-RS

● ﾚﾃﾞｨｰｽｸﾗｽ

１	村里　早織	R&R
２	寺嶋　恵子	M-I
３	大内　京子	T.E.S

◇　ＪＭＲＣ中部ダートトライアル選手権

● １クラス

１	横内　由充	TES
２	岩崎　明夫	FASC
３	土屋　英之	PROFIT

● ２クラス

１	馬場　基	PORT.T
２	高間　一光	URARA
３	平川　和輝	PROFIT
４	櫻井　貴章	PORT.T
５	福西　貴志	SHIROKIYA
６	藤田　哲也	MRT 金沢

● ３クラス

１	齊藤　道夫	R&R
２	広上　徹	R-8 石川
３	松岡　訓	MSC-WAGO
４	前田　幸男	Team ATT'S
５	前田　蔵人	FASC
６	前田　利幸	ANTELOPE

● ４クラス

１	村瀬　秋男	CCST
２	西尾　賢治	CMSC 岐阜
３	福田　貴一	SHALET

● ５クラス

１	松原　実	CMSC 岐阜
２	村松　俊和	BMSC
３	米澤　叔晃	Vento`s
４	中村　慶治	CCST
５	角皆　昭久	CCST
６	大野　純治	FASC

● ﾚﾃﾞｨｰｽｸﾗｽ

１	土井　直子	SOMOS

◇ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ

○ ドライバー部門

● ＤＥ４クラス

１	宮本　雅彦	R･M･A
２	蒲生　裕一	TSY
３	竹内　源樹	SHIROKIYA

● ＤＥ３クラス

１	寺島　信也	SHIROKIYA
２	田中　潤	MASC
３	新堂　啓太	SHIROKIYA
４	柴田　哲郎	SHIROKIYA
５	板本　敬二	MRT-金沢
６	佐橋　徹	RTN

● ＤＥ２クラス

１	西村　修	ON!
２	武田　雄一郎	SHIROKIYA
３	坂井　智幸	TAKE'S

○ コ･ドライバー部門

● ＤＥ４クラス

１	杉原　慶彦	SHIROKIYA
２	前田　健吾	TSY
３	鈴木　眞由美	PROJECT K

● ＤＥ３クラス

１	関根　慎二	SHIROKIYA
２	御領　親幸	SHIROKIYA
３	鹿肝　利明	TOMBO
４	北田　稔	MASC
５	野口　恒太	SHIROKIYA
６	岩本　映	RTN

● ＤＥ２クラス

１	武田　友己	SHIROKIYA
２	坂口　進	Duck Bill
３	鎌野　賢志	TAKE'S

◇　ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権チャンピオン

●東海シリーズ

Ｌ	不成立		S1500	緒方　崇之	DMSC
ＲＮ１	不成立		ＲＮ２	藤居　真樹	PALMTOWN
ＲＮ３	深谷　宏幸	LOSEDOGS	ＲＮ４	不成立	
ＲＡ２	森下　弘之	PTA	ＲＡ３	不成立	
ＲＡ４	河野　貴之	RST	ＳＡ１	安藤　昇司	SP-R
ＳＡ２	林　啓輔	T.E.S	ＳＡ３	不成立	

●北陸シリーズ

S1500	奥山　淳一郎	TORAP	ＲＮ２	葛城　吉和	R-8 石川
ＲＮ３	早川　太一	M-I	ＲＡ２	吉崎　信広	TOLAP
ＲＡ３	古田　光志	PROJECT K	ＲＡ４	波多野　龍	SOMOS
ＳＡ２	塩本　誠	KRM			

◇　ＪＭＲＣ中部ダートトライアルミドル選手権チャンピオン

●東海シリーズ

RWD	池谷　孝	BMSC	ＦＷＤ１	不成立	
ＦＷＤ２	矢場田　真	T.T.G	４ＷＤ	赤塚　秀和	ATTACK

●北陸シリーズ

クラス１	不成立		クラス２	よしかわ順一	TCNC
クラス３	不成立		クラス４	山口　順平	TTAS

◇ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズチャンピオン

〇ドライバー部門

１	辻　寛司	RST
２	齋藤　伸司	ON!
３	松田　保夫	SOMOS

〇コ･ドライバー部門

１	川島　健司	RST
２	山本　磨美	ON!
３	石井　貴大	SHIROKIYA

ＪＭＲＣ中部　２０１４年度オーガナイザー連絡先（アルファベット順）（www://jmrc-chubu.gr.jp　2014.01.31

オーガナイザー	略　　称	連絡担当者	郵便番号	住　　所		ＴＥＬ
ﾁｰﾑ．ｴｰ．ﾋﾞｰ．ｼｰ	ＡＢＣ	塩岡　雅敏	930-0982	富山県富山市荒川１－２－１８		090-8702-1216
ｴｰｽﾅﾋﾞｹﾞｰﾀ&ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰｽﾞ	ＡＮＤ	塩岡　雅敏	930-0982	富山県富山市荒川１－２－１８		076-431-3674
熱田ﾚｰｼﾝｸﾞｸﾗﾌﾞ	ＡＲＣ	倉地　勝美	472-0011	愛知県知立市八ツ田町門前６－１	カーアイランド内	0566-82-3535
ﾋﾞｯｸﾞﾊﾞﾝｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	ＢＩＧ　ＶＡＮ	河井　牧夫	931-8367	富山県富山市岩瀬松原町７３		076-438-4267
ｴﾌ･ｵｰﾄｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	ＦＡＳＣ	嶽下　宗男	470-0331	愛知県豊田市平戸橋町永和８－３２		0565-45-8814
石川ﾚｰｼﾝｸﾞｸﾗﾌﾞ	ＩＲＣ	市川　大輔	920-0057	石川県金沢市桜田町３－２９	サーパス桜田町２－６０５	090-4324-3438
ｺﾆｼﾚｰｼﾝｸﾞﾒｲﾄ	ＫＲＭ	中田　博信	920-0064	石川県金沢市南新保町ロ－４３	小西タイヤサービス内	090-5687-0079
ﾁｰﾑ．ﾘﾐｯﾄ	ＬＩＭＩＴ	木村　政伸	463-0023	愛知県名古屋市守山区今尻町１３０６	ソモス（株）内	052-798-5621
ﾗｯｸｽﾎﾟｰﾂ	ＬＵＣＫ　ＳＰＯＲＴ	村木　佐千子	480-1103	愛知県長久手市岩作琵琶ヶ池２０－１	（株）ＬＵＣＫ内	0561-63-0101
ﾓﾝﾃｶﾙﾛｵｰﾄｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	ＭＡＳＣ	船木　一祥	480-1103	愛知県長久手市岩作琵琶ヶ池２０－１	（株）ＬＵＣＫ内	0561-63-0101
ﾏｲﾍﾟｰｽ．ﾗﾘｰﾁｰﾑｵﾌﾞ金沢	ＭＲＴ-金沢	大弥　保憲	924-0862	石川県白山市安田町３５－１		076-204-6860
ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ門前	Ｍ．Ｓ．Ｃ　ＭＯＮＺＥＮ	新木　正	927-2165	石川県輪島市門前町黒島町ロの１００		0768-42-2025
名古屋ﾚｰｼﾝｸﾞｸﾗﾌﾞ	ＮＲＣ	後藤　康次	463-0065	愛知県名古屋市守山区廿軒家１４番４０		052-792-2031
ﾄﾗｲｱﾙｽﾀｯﾌｵﾝ	ＯＮ！	竜田　健	513-0041	三重県鈴鹿市長太新町４－２－３６	スタッフオン合資会社内	059-385-4363
ﾁｰﾑ　ﾊﾟﾄﾞｯｸ	ＰＡＤＤＯＣＫ	三村　和武	510-0001	三重県四日市市八田３－２－９	サンガレージ内	059-363-5356
ﾊﾟｰﾑﾀｳﾝ	ＰＡＬＭ　ＴＯＷＮ	工藤　裕介	446-0007	愛知県安城市東栄町四丁目１２番地６	(有)ﾊﾟｰﾑﾀｳﾝｶﾞﾚｰｼﾞ内	0566-98-1961

※上記の連絡先と各競技会の参加申込先とは異なる場合があります。念のために各競技会の特別規則書をご覧下さい。

※競技会の特別規則書は、ＪＭＲＣ中部公式サイトに掲載されるものも有ります。参加申込書も公式サイトから入手できますのでご利用ください。

ＪＭＲＣ中部　２０１４年度オーガナイザー連絡先（アルファベット順）（www://jmrc-chubu.gr.jp　2014.01.31

オーガナイザー	略　　称	連絡担当者	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
ｱｰﾙ．ｴｲﾄ．ｲｼｶﾜ	Ｒ－８石川	田村　強	920-2343	石川県白山市西佐良町丁－１９０	090-8090-4422
ｱｰﾙｴｽﾀｹﾀﾞ	ＲＳＴ	池田　峰輝	470-0125	愛知県日進市赤池町５丁目１４０５番地　アールエスタケダ内	052-802-0647
ﾁｰﾑｼｬﾚｯﾄ	ＳＨＡＬＥＴ	河田　富美男	504-0926	岐阜県各務原市上中屋町３－２８３	058-383-7849
ﾁｰﾑ．ｼｪﾗﾄﾝ	ＳＨＥＲＡＴＯＮ	三浦　悦子	432-8033	静岡県浜松市中区海老塚２－２５－３６	053-455-3577
ﾁｰﾑｼﾛｷﾔ	ＳＨＩＲＯＫＩＹＡ	金子　敏邦	473-0908	愛知県豊田市宝町玉泉８０－２　㈲エスアールエス内	0565-28-6524
ｿﾓｽﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	ＳＯＭＯＳ	松下　和樹	463-0023	愛知県名古屋市守山区今尻町１３０６　ソモス（株）内	052-798-5621
ｽﾘｰｱｰﾙ	Ｔｈｒｅｅ－Ｒ	福田　淳三	924-0821	石川県白山市木津町１０６１	076-276-5753
ﾁｰﾑ．ｵﾌﾞ．ﾓｰﾀｰ．ﾎﾞｰｲｽﾞ	ＴＯＭＢＯ	板坂　尚孝	939-8183	富山県富山市小中４０７	076-429-0419
ﾄﾗｲｱﾙﾁｰﾑ　ﾛｯｷｰ　ｲﾝ　ﾐｴ	ＴＴＲ．Ｍ	渡辺　徹	515-0317	三重県多気郡明和町池村１３７２	0596-52-0099
ﾁｰﾑ　うらら	ＵＲＡＲＡ	平澤　政夫	919-0201	福井県南条郡南越前町上平吹４０－１６乙	090-3155-3601
ﾁｰﾑｾﾞｽﾄ	ＺＥＳＴ	坂　和磨	463-0023	愛知県名古屋市守山区今尻町１３０６　ソモス（株）内	052-798-5621

※上記の連絡先と各競技会の参加申込先とは異なる場合があります。念のために各競技会の特別規則書をご覧下さい。

※競技会の特別規則書は、ＪＭＲＣ中部公式サイトに掲載されるものも有ります。参加申込書も公式サイトから入手できますのでご利用ください。

ＪＭＲＣ中部とは

正式名称は、ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（JAF Motor sports Clubs Regional Conference）です。略してＪＭＲＣ中部と言います。お隣にはＪＭＲＣ近畿やＪＭＲＣ関東があります。中部地域は、富山県･石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県の７県が所属します。ＪＭＲＣは皆さんの所属するクラブ間相互およびＪＡＦとの交流を強化する目的で設立されました。

ＪＭＲＣ中部の活動

ＪＭＲＣ中部の活動は、大きく分けて「競技振興に関する活動」と「安全に関する活動」になります。その活動内容として、振興に関する事業活動の企画・協議･各種規則･規定の指導、各種規則・規定を活用する際に統一見解の必要性が生じた場合の協議や各競技会の運営に必要な事項の情報交換などが有ります。

いずれも解かりにくいですね。具体的には「モータースポーツハンドブックの発行」、「モータースポーツ懇談会開催」、「ＪＭＲＣ中部選手権戦の実施・表彰」、「主催者会議」、「ＪＭＲＣ全国会議」、「レスキュー講習会」、「各種セミナー」などの活動がそれらにあたります。

いずれの「活動」も、モータースポーツ競技の振興とそれらが安全に運営され、かつ皆さんがどの競技会でも公平に参加・競技が出来ることを目的に活動を行っています。

ＪＭＲＣ中部の活動費

前記の活動を効率よく行うには組織的に行う必要が有ります。その組織が「ＪＭＲＣ中部」です。ＪＭＲＣ中部は「運営委員会」によって運営されています。運営委員会には活動を行うにそれぞれ必要な組織が有りますが、皆さんの直接的な組織として、レース・ラリー・ジムカーナ・ダートトライアル専門部会が有ります。全体に関連する組織として総務広報・事業企画・共済会管理・支部連絡委員会・事務局が有ります。

このように組織的な活動を行うには活動費がどうしても必要です。皆さんの所属するクラブから会費を戴いているのは、このような理由である事をご理解ください。

ＪＭＲＣ中部共済会

モータースポーツ活動は、いかなる場合も安全に行われなければなりません。しかし、万全な注意のもとでの活動であっても、残念ながら事故を回避できない場合も有ります。

ＪＭＲＣ中部共済会は、このような万が一の場合の事故から競技運転者（参加者）・オフィシャルを救済する目的のもとに設立されました。

ＪＭＲＣ中部共済会は、皆さんの所属するクラブからＪＭＲＣ中部に「クラブ員登録」すると共済会に加入できるシステムを採用しています。ＪＡＦ公認競技会でライセンス所持者は最高１０００万円の給付を受ける事が出来ます。

ライセンス未所持者の加入やＪＭＲＣ中部が主催するドライビングセミナーなど各種講習会にも適用できるようになりました。この場合の最高給付金額は５００万円になります。

JMRC中部モータースポーツハンドブック2014

不許複製　　定価500円

平成26年2月発行
監　修 JAF中部地域クラブ協議会（JMRC中部）
製　作 JAF中部地域クラブ協議会（JMRC中部）
所在地
〒485-0023
愛知県小牧市北外山1837番地1
TEL(0568)27-7522　FAX(0568)73-8515
http://www.jmrc-chubu.jp/